

## イギリス借地農業制度を廻る諸問題(二)

——「近代」社会再検討のための作業過程の一環として——

米川伸一

はじめに

第四章 「土地問題」の中における借地権問題

第五章 「補償」主体を廻る問題

第六章 一九〇〇年農地法成立とその背景

第七章 一九〇六年農地法成立の意義

第八章 大土地所有制の崩壊

(二)の結語

はじめに

一八八六年に、チェンバレンが「アイアランド自治法案」(the Home Rule Bill)に反対して第三次グラドストーン  
イギリス借地農業制度を廻る諸問題(二)

内閣を去った事件を契機に、イギリスの国政運営の主導権は、保守党の手に移った。国内の社会改良政策は足踏し、国民大衆の不満は対外政策へと誘導せられ、それは南阿戦争（一八九九—一九〇二）において頂点に達した。この潮流がその方向を変えるのは、言うまでもなく、カンブル・バナマンが率いる自由党が「党史上最高の勝利」を掌握した一九〇六年であった。この間約二〇年、イギリスの経済は一般的不況に悩まされ、一八九六年の大底を経て、二〇世紀を迎えて漸く、曙光が見え始めていたと伝えられる<sup>(1)</sup>。農業の動向もまたこれと踵をともし、穀物価格から判断する限り、一八九〇年代中葉に長期農業不況は、その最悪の事態を記録していた<sup>(2)</sup>。

このような厳しい状況のもとにおいて、イギリス借地農業制度は如何なる方向を選んだであろうか。それは、非常に大きな程度において、地主⇨借地農関係 (landlord-tenant relationship) の展開にかけられていた。しかし、まず、われわれはそれを詳述する前に、ここで一連の論稿から得られた論点を確認しておこう。

資本主義農業経営における借地経営資本の一部、つまり、土地に投入した資本の補償 (compensation) は、第二次グラドストーン内閣によって制定せられた一八八三年農地法 (Agricultural Holdings Act) の以前には<sup>(3)</sup>、つまり、借地農の地主に対する「私的信頼」(personal confidence) に依存していた。このような「絆」を頼りに借地農は資本投下を現実には行なってきたのであるが、法的な補償がないということは、当然のことながら、借地農の資本の投下に対するブレーキとして働いていたのである。

ところで、八三年農地法制定の審議の過程が強く主張されたように、たとえ借地農の投下資本に対する法的補償が与えられたとしても——これは、ことの性質上「補償資本項目列举方式」という形態を採らざるを得ないのである<sup>(4)</sup>

——借地農にとり問題、つまり、「資本の保障」(security of capital)は、決して解決されたことにはならなかった。何故なれば、第一に、「農業は絶えず進歩する産業」であり、投下資本の内容は時とともに変化する運命にあるが、他方、この方式による資本補償は平均的な借地農を対象としており、新しい種類の投下資本が「項目」に加えられるためには一定の歳月——そのような資本投下が一般に普及するまで——を必要とするからであり、しかも、それには農地法の改正という手続きを踏まなければならなかった。一八八三年農地法案が通過したにもかかわらず、借地農の不満が相変らず根強く続く一方、両者の「同意書」(agreement)による契約が絶えなかったのは、上記の理由からも何ら怪しむに足りないのである。

第二に、既に指摘したように、契約を更新する借地農の資本保障が考慮されなければならない。つまり、借地農の土地への投下資本のうちの「残存資本価値」(unexhausted value)は、契約期限の到来と同時に、自動的に地主に帰属することになるから、地主は旧来からの借地農に対して、その分だけ地代を増加することが出来るわけである。勿論、このような地代値上げに対しては、若し借地農が不満があれば補償を得た上で借地を出ればよいではないか、という疑問が起るかも知れない。しかし、そのようなことは大部分の借地農には為し得ないことであった。何故なら、「借地農は借地農として生まれついた」(一借地農の証言)のであり、工業資本家に転向することは経済理論の前提とは異なり、現実にはなまやさしいことではなかった。だからと言って、その場で代替的な農場を探し出すことは困難であった。「借地農同盟」が八三年農地法案の審議過程において「裁定地代」(judicial rent)を要求しなければならなかった根拠はここにあった。しかし、それならば地代を統制化すれば、この問題、つまり、イギリス借地農業経

營の基本的矛盾は、解決するのであろうか。われわれはこれを本稿の展開の中で、徐々に明らかにしてゆくことになろうが、この展開の中において、借地権問題が同時代および現代イギリス社会の形成において有する意義を、力の及ぶ限り明らかにしたい。だが、これと関連してわれわれの理解を一層深めるために、とりあえず二つの作業を終えておきたいと思う。

- (1) ソーベックの物価指数を参照。
- (2) 各種の史料があるが、最新の信頼の置ける成果としては、まずオーウィン・ロウ・ウェイタムの作製したものである。Ow-in & Welham, *History of British Agriculture*, Chart V.
- (3) *Agricultural Holdings (England) Act, 1883; Statute, 46 & 47 Vict., Ch. 61* なお前稿において、私はこれを第「二次農地法」と称したが、混乱を避けるため、本稿ではこの種の呼称を採らぬ。
- (4) 補償は土地の改良に照らして行なわれるべきものであり、無差別な補償は問題になり得ない。
- (5) 「平均的な」とは広義の経営技術水準が平均的な、という程度の意味と解されたい。
- (6) この点に関しては前稿に詳しく、「イギリス借地農業制度を廻る諸問題」二四二頁以下。
- (7) *Final Report of Agricultural Depression, 1897.* (「第二次農業不況調査委員会」「最終報告」) なお本稿一一八頁を参照。
- (8) 「最終報告」中の「少数意見」。
- (9) 拙稿「十九世紀後半における地主対借地農関係の展開」、「一橋論叢」第五一卷第五号、六一四頁。

## 第四章

おそらく「土地問題」the Land Question の渦中において、借地権問題が最も輿論の注視するところとなり、大衆にアピールしたのは、一八七五年農地法の改正が喧噪の的となった一八八〇—八三年の間ではなかったろうか。七年農地法が「任意的」permissive な性格のものであり、殆ど現実には何の効力をも及ぼしていないことが明るみに出るとつれて、制定母体たる保守党さえも、その改正を約束せねばならなかった。「土地問題」に関するパンフレットが世上に氾濫したのは、このような時期であった。<sup>(1)(2)</sup>

そもそも「土地問題」そのものを論ずることは、最も魅力ある作業であるにもかかわらず、本稿の枠外にある。しかし、「土地問題」の中でテナント・ライトの主張が、どのような比重において考えられていたかを瞥見しておくことは、本稿の課題たる借地農業制度の解明に対して遠大な射程距離を与えるために有益であろう。もともと「土地問題」の意味するところのものは、論者により異なった内容を持っていた。或る論者にとり手段であるものが、他の論者には目的であった。また、同じ目的を意図した場合でも、事実認識の次元で相容れなかった場合には、別な手段が提起された。このような点を考慮して、当時のパンフレットを検討すると、われわれはほぼ四つの立場を識別することが出来るように考えられる。以下これらの説に順次耳を傾け、その軸心を摘出してゆこう。

(1) 「任意法」とは交渉当事者間の一方が問題の制定法に服する意志のないことを宣言すれば、強制力を持たない法をいう。七五年農地法が発効するや、殆どの地主がこれに従う意志のないことを明らかにした。

イギリス借地農業制度を廻る諸問題(一)

(2) 「エイメリー文庫」のなかにあるこれらのパンフレットの若干に関しては、拙稿「第一次エンクローウジャ研究の社会経済的背景」(小松芳喬教授還暦記念論文集収録)を参照されたい。

〔I〕 「土地問題」Ⅱ土地法改正・土地自由化と見做す見解。

直ちに想起されるように、この立場はR・コブデンの流れをくむものである。問題の渦中に上梓された名著「イングランドの土地と地主」(一八八一年)<sup>(1)</sup>を書いたG・C・ブドロリックの手に成るパンフレット「イングランド土地制度の改革」が、この見解を代表している。<sup>(2)</sup>

ブドロリックは「土地問題」そのものの内容に触れることなく、土地法の解説から問題を展開するが、これが將に彼にとつては「土地問題」そのものの本質的・始源的形態を成すものと解せられる。彼によれば、その改正の必要性は、イングランドでは「厳密な法律の意味での『封建的土地保有』はチャールズ二世治下で廃止されたが、恐らく將にその理由から、封建法の原理と規制(the principles and rules)は、他国において彼らが除去された時にこの国では改正を免がれ、イングランド土地制度の顕著な諸特徴に消すことの出来ぬ刻印を残してきた」<sup>(3)</sup>、ことから由来するものであった。

彼に従えば、その特徴とは次の五点、つまり、(1) 末子相続(primogeniture) (2) 限嗣相続(family settlement) (3) 土地所有の集中 (4) テナント・ライトを持たぬ借地農の存在 (5) 従属的な農業労働者の存在、であり、夫々の論点に互り是正策が提議される。とりわけ、彼の場合既述の引用から考えられるように、肝要な点は(1)・(2)であり、

(1) に対しては、癩となっているのは法そのものより、末子相続の慣行であり、法の廃止そのものに効果は期待出来ないとする説に反対して、廃止が慣行自体を変化させる、と説く。続けて、(2)は(1)よりはるかに複雑な問題であること<sup>(4)</sup>を認めた上で、結論的には「制限所有」(limited ownership)を全廃することが望ましいと主張する。

(1)・(2)に対して是正策が採られると、(3)の大土地所有は解体するであろうが、それはプロドリックには直ちに借地制度の解体を意味するものではない。一部は自作農に転化するであろうが、借地農の多くは依然として借地農に留まることになる。というのは、現在借地農はかつてなかつたほどよい条件で借地を手にしており、「地主より借地農が恐らく将来は土地市場の主人になることであろう」<sup>(5)</sup>。むしろ必要なのは宅地借地人の保護対策であり、「公正地代借地人同盟」Householders' Fair Rent Alliance の形成は驚くに当らない。

次に、イギリスの農業経営が借地制度を採る限り、借地経営資本の補償に反対する理由はないが、それは地主の所領経営の障害となるようなものであってはならない。例えば、借地農による「永続的改良」は奨励されてはならない。地主が所領の分割・併合を行なう場合、このような改良行為は現実には有害である。つまり、彼は明言していないが、この方向に借地権が強化されることは「土地の自由化」にとり好ましくないと考えているのである。

プロドリックにあつては、前述の如くイギリスの大土地所有制は法による人工的産物と解せられ、その原理の封建的性格の故に廃棄を要求される。彼の論旨の展開序列そのものからも明らかのように、三身分制度——従つて資本主義的大規模農業自体——が大土地所有制の落し子なのであるが、彼の場合、そのイギリス借地農業そのものの生産力視角からの分析を欠いているのが、次に登場するJ・ケアードとの相違点を形成することになる。そうじて、彼の説

く道は、大土地所有を解体しながら三身分制度を維持し、労働者には菜園地を供与するという方策であるが、大土地所有が解体した時、大借地経営農業が無傷であり得るかは疑問のあるところであらう。<sup>(8)</sup>

いずれにせよ、この叙述から分るように、彼の主張の力点は(1)・(2)を中心にした土地法の改正・廃止にあり、この当時のブレッシャ・グループの中にこれを求めれば、J・S・ミルの「土地制度改革協会」Land Tenure Reform Association が彼の死後、更に保守化した「自由土地連盟」Free Land League の中に見出すことが出来よう。<sup>(9)</sup>

(1) G. C. Brodriek, 'The English Land and Landlord', 1881.

(2) G. C. Brodriek, 'The Reform of the English Land System', 1883.

(3) Ibid., pp. 4~5. しかし、その改正が何を契機として将にこの時点で「土地問題」として結晶し得たかについて、本パフレットは何も語らなう。

(4) 他方、彼はJ・S・ミルの説く土地相続の制限とかH・ジョージの土地「国有化」論には支持を与えない。無償の土地没収に反対であることは論を待たない。pp. 20—21.

(5) これに関連して人工的に土地所有者の数の増大を計ることは賢明でないと言っていることは注目したい。p. 21.

(6) G. C. Brodriek, op. cit., p. 22.

(7) (5) 農業労働者の問題は、本稿の狙いから、詳述する必要もあるまいと思われたので省略した。

(8) 現実が如何なる道を通ったかについては本稿第八章参照。

(9) ただし「自由土地連盟」の成立は一八八八年である。



〔II〕 「土地問題」 Ⅱ 農業問題・借地経営資本の補償問題と見做す立場。

この立場を代表する論者は、十九世紀イギリスにおける最高のアグリカルチュリストと言われる「イギリスの土地問題」の著者、J・ケアードである。<sup>(1)</sup>

まず、彼は最近の深刻な農業不況に読者の注意を喚起する。つまり、ケアードにとっては「土地問題」は農業問題であり、就中、既に五二年の「イギリスの農業」において最大の重心が置かれていたように、農業問題は農業の構造転換の問題であった。

続いて、彼は農業資本家の立場から現行の借地農業制度の是非を数字を駆使しながら論及し、農業経営者にとり自作制度以上に借地制度が有利な点を詳述してゆく。<sup>(2)</sup>そして、「われわれの農業制度においても、分離してはいるが調和的に機能する地主と借地農の資本という点においても、この国に何らかの本質的変化を導入することは、必要でもないけれども好ましくもない」と断言し、これを「はつきり認識し承認したのち」地主Ⅱ借地農問題に入ろうとする。ところで、以上は借地経営資本の立場から考察した際の結論であるが、生産力的見解に立った場合、実態はどのように見えるであろうか。ここでは前の場合と同様の議論がイギリスの借地農とフランスの小自作農との比較において行なわれ、単位面積収穫量においてイギリスのそれが勝ることが引合に出されたのち、「われわれの制度をアイアランドの小農民やフランスの自作農に変えることは」「力織機から手織機に逆行するに等しい」。だから「イギリス農業の真の政策は、現存の方向でそれを強化し維持すること」である<sup>(4)</sup>と、問題の枠を確定するのである。

だとすれば、これを前提とした上で補償問題は如何に解決すべきであろうか。最近の不況の影響が専ら「弱い側」

weaker part の借地農の肩にかかっていること、更に、地味枯渴により益々資本の投下が要請せられていることなどから「土地立法」(Land legislation) のための必要性が生じていることをケアードは認める。

そこで問題になるのは、借地経営資本の補償問題であるが、彼はこれに対し次のように説く。「地主は必要な永続的改良を行ない、借地農は耕作用資本のみを提供するという充分承認された規則を変えようとする傾向があるような如何なる立法処置も、イギリスの農業にとり大きな失策とならう」。即ち、「地主による彼の資産の永続的改良への関心を減ずるような方策を採るのは間違った政策である<sup>(5)</sup>」。これは彼の前提から自ら予測出来るものであるが、それならば、ケアードにより提案された具体策は何か。第一に、「イギリスの農業」で一再ならず主張されたように長期借地を提唱し、それが不可能なら二年前予告の借地を説く。第二に、借地を出る場合「持続的」改良、「一時的」改良(「作離れ料」を含む)に関しては、借地農は補償を手にする権利を与えられるが、「永続的」改良は元来地主に委ねられるのが望ましいものであるから、補償項目に入らない。第三に、補償は「後継者(新借地農)がその利益を受けるのであるから、彼が支払う」のであり、「地主は、彼が自ら占有して農場経営を行なわない限り、補償に対して責任はない<sup>(7)</sup>」。以上が要求される骨子であって、「正当な保障に必要である以上の、契約の自由に対する干渉が導入されてはならない<sup>(8)</sup>」のである。

このケアードの提案は、一見して分るように、当時において現狀維持的という意味において保守的である。そして彼の提案が弥縫策にすぎないことも、既にわれわれの研究成果から明らかである。しかし、ただそれだけの指摘で済ませるであろうか。

ケアードは、まず、借地農業制度を生産力的観点から肯認するのであるが、その際、特にわれわれが注目しなければならぬのは、彼がイギリス農業を地主・借地農の共同経営として把え、地主の資本家的機能を強調している点である。彼にとり地主取分は本来的地代というよりもむしろ「地主資本」landlord's capital に対する報酬として解せられる。過去のイギリス農業の成果の秘訣は、地主と借地農の間のこのようないわば共同経営関係と、その潤滑油としての地主と借地農間の私的「信頼」関係にこそ存在したのである。<sup>(9)</sup>

若し「アルスター慣行」の成立した地、アイアランドのアルスターにおいてみられるように、借地農が土地改良を含めたあらゆる投下資本の主体であるのなら、「借地権売却」(marketable security)、「裁定地代」などの制度の採用もよからう。だが、イギリス農業が現実に大規模化し高い生産力を誇り得るようになったのは地主の果した資本家的機能に負うものと、彼は理解していた。仮に、彼ら地主が農業の固定投資から手を引き純粹に地代取得者として「地主」化したら、イギリス農業の資本不足は火を見るより明らかである。とすれば、地主にこのような行為を誘発するあらゆる法を制定するのは得策ではない。借地農資本の補償要求は正当であり確保されねばならない。だが五〇年代のいわゆる「州の慣行」による補償は、前者で彼が結論したように詐欺行為を奨励し地代低下を結果する。ここから長期借地という提案が生まれる。ところが長期借地になれば補償問題が片付くかと言えば、決してそうは言えないことは、今まで多くの論者により指摘済みのことなのである。<sup>(10)</sup>更に現実の問題として重要なことは、長期借地が、ある状況に応じて契約当事者のいずれかの側に有利になり、他方はこれを歓迎しない、ということである。<sup>(11)</sup>

このような点を農業に熟達した彼が知らなかったとは思えない。かえって、彼はイギリス農業が抱えていたこの出

口のない状態を、その深底において理解していたと解されるべきであろう。この点で、次のJ・ハワードの急進的主張よりも一層読みが深かったとさえ、言えるかも知れない。

むしろ基本的に肝要な点は、ケアードが最も重視した地主の固定資本投下が、筆者が前稿で指摘したように、「高度集約農業」と呼ばれる時期を通じて、地主側の自発的意志により、漸次、衰退しつつあったのではないかと推定されることである。<sup>(12)</sup> この点では、この特殊イギリス的な農業制度の基調を破る動きは、「高度集約的農業」の進展に伴う借地農側での資本投下の増大とともに、地主の側にもあったのである。ケアードは果してこの点を認知していなかったのだろうか。

(1) J. Caird, *The British Land Question*, 1881. これは、同年彼が「統計協会」の会長として同大会の冒頭に行なった公演がもとになって出来たものである。

(2) ケアードによれば、「イギリスの農業には行使される二つの資本、つまり、地主の資本と借地農のそれがある」が、前者は「确实で安全」であるが故に報酬は小さく(三%)、後者は「思惑的で天候と競争の影響を受ける」故に報酬が大きい(一〇%)。ところで、自由保有地で「エーカーにつき五〇ポンドの価値ある土地はその借地経営資本として一〇ポンドを必要とする。仮に借地農が一〇〇エーカーの自作農となる資本、つまり、六〇〇ポンドを所有し、自作農として経営したら所得は一五〇十一〇〇〃二五〇ポンドとなる。しかし、彼がイギリスの慣行に従い、それを借地経営資本として利用した場合、一〇〇エーカーからあがる利潤は六〇〇ポンドに達する。このようにして、現行制度において借地農は自己の資本を有利に利用出来るのであり、同時に、彼が自作農を望んだとしても、現行の土地価格においてはそれは不可能なことであり、借金にたよれば地代よりも五〇%も高い利子を支払わねばならない。 pp. 18—19.

- (3) J. Caird, *op. cit.*, p. 20.
- (4) *Ibid.*, p. 25, p. 27.
- (5) *Ibid.*, p. 55. 彼が「借地農同盟」の方針に組まぬことは無論である。pp. 34—5.
- (6) J. Caird, *op. cit.*, pp. 27—40.
- (7) *Ibid.*, p. 39.
- (8) *Ibid.*, p. 40.
- (9) このような見解をそのまま資本主義的借地経営一般に適用せられたように見受けられるのが最近の J・D・チェンバーズ教授の基本と言えよう。教授の説の論評については、機会を得たら行ないたいと思う。J. D. Chambers, *The Workshop of the World*. (1961). Chambers & Mingey, *Agricultural Revolution 1750—1880* (1966).
- (10) 借地農は最後の七年間は改良のための資本投下を停止して契約解除通告に備えた。
- (11) 前稿(一)第三章参照。
- (12) この問題は地主階級の十九世紀における資産選好の問題として別稿で論ずるはずであるが、とりあえず前稿(一)に引用された「イギリスの農業」からの記録、および最近発表された椎名重明氏の精緻な労作「ハイ・ファージングと土地改良資金の調達」(立正大学経済学学報第一六卷第二号)を参照されたい。

〔Ⅲ〕 「土地問題」 Ⅱ 資本の保障、「裁定地代」を含む(一)問題と看做す見解。

この見解を代表する論者は、「借地農同盟」を指揮する J・ハワードであり、彼のあらわしたパンフレット「イン

イギリス借地農業制度を廻る諸問題(一)

グラントの土地問題」(一八八〇年?)にその主張を読み取ることが出来る。彼によれば、<sup>(2)</sup>「いみじくも『土地問題』と呼ばれるものを構成するのは、若干の法律の改正」であり、「最近の様々の事情」が、これを火急の事態としたのであった。

にもかかわらず、彼にとっては、就中、「地主と借地農の正しい調整が『土地問題』の他のどんな問題よりも緊急な重要性を要する」<sup>(3)</sup>性質のものであった。対象はさしあたり、第二次グラドストーン内閣において立法化される予定の八三年農地法の内容を廻ってである。この点に関し、ジズレーリ内閣制定の七五年農地法が、「任意」法であることが、まず是正されなければならないのは言うまでもないが、ハワードはこの他に二点を重視する。つまり、一つは地代決定が自由契約に委ねられていることであり、他の一つは保有の保障がないことである(贅言するまでもなく、両者は密接に関連している)。彼の指導する「同盟」は、政府の改正案に対し独自の法案を提出したが、その論旨は以上の二点を折り込んだものであった。<sup>(4)</sup>

別稿で筆者が指摘したように、借地農の投下資本を真に保障しようとするならば、一連の農地法に見られるような「補償項目列举方式」を採用しただけでは、借地を離れる借地農にさえ保障は充分であるとは断言出来ないし、「資本の保障」問題が単に、「補償」問題である限り、借地に居残る借地農にとり、それは「保障」にはならないのである。最後には地代の規制<sup>II</sup>地代調停機関に行きつかざるを得ない。かくして、借地農の立場を徹底的に追求した限りにおいて、ハワード説は首尾一貫し、かつ鋭利な主張である、と言わざるを得ないだろう。だが、このように借地農の権利をぎりぎりまで追求することは、同時に、イギリス資本主義農業自体を掘り崩す可能性を内包するものであ

ることを、彼自身意識していたであろうか。問題は大地所有制解体の是非にあるのではなく、彼自身の発言がこれまで秤りにかけた上でのものであったか、という点なのである。

この点に関連し、われわれは既にケアードの説くところを瞥見する機会を持ったが、ここで更に想起せざるを得ないのは、シヨールフェーブル（リエヴァスレ卿）が「土地問題」との係わり合いにおいて執筆した古典的書物「イギリスの農地保有制度」（一八九三年）の中にみられる見解である。<sup>(5)</sup>

シヨールフェーブルは、本書の中で、「八三年農地法が或る方面では有効でなかったと主張されてはいるけれども、その意図を果たしたことを疑う者は誰もいない」と論じて、<sup>(6)</sup>左右相方の論者、即ち、「借地農同盟」のグループと「第二次農業不況調査委員会」の「多数意見」、つまり保守党の見解を断固として排斥する。同時に、彼は、ケアードとともに、イングラントとアイアランドの地主が実は内容を全く異にするものであることに言及し、若し、借地農の投資を奨励するために「借地の保障」あるいは「裁定地代」に訴えた場合、地主は固定投資を停止するだろうと述べるのである。

ところで、彼において「同盟」の主張に反対する理由は唯それだけではないことを注目する必要がある。「保有の保障」が、地方自治体による土地の購入の障害となるという点で、「一八九二年小土地保有法」の実施に対し障害になる、という理由もこめられているのである。<sup>(7)</sup>それにもかかわらず、つまり、公有地の賃貸による小土地保有の創設に賛成するにもかかわらず、自由党所屬のルフューブルは、既成の「土地国有化」land-nationalizationグループの主張には断固反対する。<sup>(8)</sup>ここに至り、われわれは、遂に、「土地問題」における「国有化」論の流れを瞥見しなければ

ばならない。

- (1) 彼はイースト・アングリアの農機具メーカーであり、自由党員として議席を得ていた。
- (2) J. Howard, *English Land Question*.
- (3) *Ibid.*, p. 18.
- (4) この点に關しては彼の議会内での活動を中心に既に触れる機会があった。拙稿、「地主・借地農関係の展開」六一四—一五頁参照。
- (5) Shaw-Refebe, *The Agrarian Tenures* (1893). なお付言すれば、この書物はW・アシュレー著「イギリスの經濟組織」の冒頭で、若干表現をかえて長文に直り引用せられているので日本の読者にも馴染深いはずである。
- (6) *Ibid.*, p. 232.
- (7) *Ibid.*, pp. 271—2. 「土地問題」の進展の中で、小農民創設運動の動きが表面化するのは一八八〇年代後半、つまり、一八八三年農地法通過以後であるが、われわれは、本稿ではこの流れを闡説する余裕がない。一言だけ付言すれば彼は保守党の主張する自作農地創設には反対で小保有地創設に対して好意的である。
- (8) Shaw-Refebe, *op. cit.*, Ch. XII.

〔IV〕 「土地問題」Ⅱ 「土地国有化」と看做す立場。

ここで「国有化」の意味するものは、実は甚だ多様であつて、われわれが今日、一般にその言葉によつて理解する含意とは、全くと言つてよいほど異なるものであることに、注意しておく必要があるう。にもかかわらず、筆者があ



えて「国有化」と総括したのは、以下略述する諸思想が当時世上で「land nationalization」なる表現をきせられ、彼らの提唱者たちが「land nationalizer」と呼称せられていた、という事実在即しただけのことである。本稿の視角から彼らを分析すれば、これらの思想に共通なものは、非常に単純明白な事実、つまり、彼らの念頭にある「土地問題」の中において、借地権問題の占める位置<sup>(1)</sup>がきわめてニグリジブルであるという、その消極的共通性に過ぎない。われわれが本節でこれに触れるのは、一見したところ無関係であるような両問題が、「土地問題」の歴史的進化と更には現代社会において、微妙に係わり合いを持っていることが、時の経過につれて、就中、第一次大戦後漸次明らかになって来るはずだからである。しかし、紙幅の関係上、当節ではその夫々に関して肝要な点を指摘するだけに留めなければならない。

当時、つまり、一八八〇年代に「土地国有化」団体と世上で看做されていたものには、H・ジョージの説の信奉者たるジョージット（土地単独課税論者）一派、A・R・ウォレスの率いる「土地国有化協会」(Land Nationalization Society)、マルクスの流れを汲むH・M・ハインドマンの「社会民主同盟」Social Democratic League などがあり、夫々の「土地問題」に対する認識と対策、彼ら相互の比較が考慮されねばなるまい。

十九世紀末イギリスの社会主義的思想の形成に、H・ジョージの思想が巨大な影響を与えたという通説<sup>(2)</sup>に対しては、最近J・サヴィルにより投ぜられた疑問を考慮した上で、なお否定することが出来ないように思われる。ただ、土地制度に関する限り、彼の提案が、何ら現行制度の変化を伴うものではないことは、既に当時慧眼なルフェーブ<sup>(3)</sup>ルがそれを見抜いており、そのことは「進歩と貧困」の一節を引用検討して、「それは土地における私的財産と現実に矛

盾するものではない」と断言していることから明瞭であろう。<sup>(4)</sup> だからこそ、彼ら一派の主張は、議会の中にも多くの賛同者を得て、<sup>(5)</sup> 一九〇九年にロイド・ジョージ内閣のもとでの「歳入法」Finance Actとして、その骨子が具体化することになったのである。これとは裏腹に、ジョージとハインドマンとの関係は、時が進むにつれて冷却していった。<sup>(6)</sup>

他方、ハインドマンの「土地問題」へのアプローチは、丁度同じ時期に出版された「全民衆のためのイングリッド」(一八八一年)によって窺われる。<sup>(7)</sup> 彼の目的は、労働者階級の悲惨な生活状態の改善であったが、それが農業・工業両労働者階級をも同列に論ずることにより、農村地主ばかりか都市地主を断罪していることは、彼の見解の射程距離の広さを現わすものとして評価し得るであろう。彼は云う。「イングリッドにおける『土地問題』の重要性は、今や、都市・農村相方の住民により完全に理解されている。そして、或る点まで、大多数の人たちがイングリッドに死の重みのようにのしかかっている現存制度を打ち倒すのに団結するであろう」<sup>(8)</sup>。彼は「土地問題」に対する様々な論者の処方箋に触れ、「すべてはわれわれが何をもちたらずことを欲しているかに依存している」として、借地農の保有の保障や土地自由化で労働者が直接得るものは何もないことを認めるが、それが農業生産そのものに好結果を与えることは否定しない。「われわれは、ここでも明らかに他と同様に移行期にある」。つまり、ブルジョワ的改革論者の主張が「より以上の発展の飛石として」認められねばならない。<sup>(9)</sup>

最後に「土地国有化協会」を主導するウォレスは、<sup>(10)</sup> ジョージと異なった視角から問題に接近しようとする。彼は「土地自由化」運動によって私的土地所有が増大すると、土地問題の解決が困難になるという理由から、強くこの運

動に反対する。と同時に、ウォレスは「地主制度はそれ自体悪」であるとして攻撃する。とすれば、どのような道が開けてくるであろうか。結論的に言えば、国家ないし地方自治体が地主から土地を有償で買上げてこれを一定地代で借地農に貸与する。この際、現存借地農は地主から私的同意か土地法廷を通じ、地主の土地改良部分に対する権利を<sup>(11)</sup>購入し、国家のもつて永代借地権所有者となり、その権利は他の資産同様に売買出来るものとするのである。更に、地主制の復活を防ぐため「又貸」sub-letting は厳禁される。かくして、彼のプランは、「アイアランド土地法」に類似性を有し、ステイツ・テナントの創設においてこれと異にした。<sup>(12)</sup>この地主に対する手厚い補償を伴う土地買上案に、社会主義者たちは必ずしも好意の眼を向けようとはしなかった。と同時に、「単独課税論者」にも、それは現実的政策というより、「敬虔な意見」と見做されていた。<sup>(13)</sup>

(1) ここでは言う「借地権」問題とは単に狭義の「補償」だけを意味するのではない。

(2) その代表的一例としては R. C. K. Ensor, *England 1870~1914*, p. 334. を参照。なおジョージの「進歩と貧困」がアメリカで出版されたのは一八七九年、八一年彼が渡英して以降その思想はイギリスで急速に普及した。

(10) J. Saville, *Henry George and the British Labour Movement*, *Society for Study of the Labour History*, Bulletin, 5 (1962), pp. 18—26.

(4) Shaw-Refebre, *The Agrarian Tenures*, p. 297. 別の箇所では彼は次のように言っている。「ジョージ氏と彼の土地国有化学派に属する人たちが、農業地の所有者を資産の現実的所有において手を触れることなく名目地代 (nominal rent) 部分を差引いた後の、真の地代に等しい税金をその資産に課することを意図している」(p. 296)。なお「名目地代」とは地主の固定投資に対する報酬である。

イギリス借地農業制度を廻る諸問題(1)

- (5) ロイド・ジョージ内閣当時議院内で百名を越える賛同者を得ていたと言われている。
- (6) J. Saville, *op. cit.*, p. 25.
- (7) H. M. Hyndman, *England for All*, 1881.
- (8) *Ibid.*, p. 26. そしてこの場合に「都市地主とは多くはブルジョワの末裔であり、或いは同時に企業者であることを指摘していることは、筆者の分析視角から、とりわけ、注目したいところである。
- (9) *Ibid.*, pp. 29~30.
- (10) 彼は、グラマー・スクール出身後土地鑑定人兼建築家となり世界各地の事業と自然科学的研究に従事し、「協会」会長就任後は一時アメリカで講壇に立った。
- (11) これをウォレスはテナント・ライトに呼んでいるが、これは明らかに誤解を招き易い言葉で、むしろ、ランドロッド・ライトと呼ぶべきであろう。p. 197.
- (12) A. Wallace, *Land Nationalization*, 1882, Ch. VIII.
- (13) この点に関して「ハー・ビンチ現シカゴ大学教授の学位論文 *The Land and Politics in Great Britain* の一五七頁以下が参照されるべきである。

## 第五章

### 一

本章では、冒頭で触れたところの第二の作業を行なう。これは、旧借地農に対する「補償」compensationを行な

う形式的・実質的主体とそのメカニズムの追求であり、これは、恐らく、借地農業経営分析における史料の解明の最も難解な側面であり、研究の現時点で明確な回答を期待することは出来ない。これは、史料の制約と同時に、或いはそれ以上に、現実そのものが多彩な道を歩んでいたのであり、われわれは、その中で最も大きな潮の流れを指摘すれば足れりとしなければならない。

ごく一般的に言って近代農法以前の伝統的農場経営 (acts of husbandry) のもとでは、借地農が契約を更新せずして農場を去る場合、そこに残さざるを得ない借地経営資本は、契約の季節にもよるが、フィールドで生育中の広義の農産物に必要とした種子および労働力などの流動資本であり、これに対しては新・旧借地農が交代する際に旧借地農が新借地農から補償を受ける慣行 (「作離れ料」) が成立・定着していた。しかしノーフォーク農法の普及を契機として借地農が継続的な固定投資を行ない、改良農場経営 (acts of improvement) に積極的に参加するようになる、旧借地農の資本補償の要求を、新借地農に対してばかりでなく、地主に対しても行なう権利 (Ⅱ「残存資本」 *unexhausted improvement* の補償要求) を持つに至る。つまり、土地に残された資本は地主に帰属するから、当然地主は旧来の地代にプラスアルファしたものを新借地農に要求するだろう。

ところで論理は以上の如くであるが、現実はそのほど単純ではない。つまり、その時代の当事者は、単に旧来の「作離れ料」の延長上で問題を解決しようとした。例えば、化学肥料などは資本償却期間を二―三年とし、償却されていない、即ち、土地に残された資本については同様に新借地農が旧借地農に支払っていた。勿論、これには地主側の狡猾な意図が強く働いていたことは明確である。少なくともピュジー委員会報告 (一八四六年) は、それが本来地主

の負担すべきものであることを熟知していた。即ち、それは次のように述べている。「現実には、地主により借地農に支払われるように同意された補償は、次期借地農によって支払われる。」と。<sup>(1)</sup> そうなると、次の焦点は新借地農が地主に支払う地代額にしぼられる。少なくとも、その地代は、旧借地農の改良に対して補償が新借地農の手によって支払われなかった時の地主に対する地代よりも、幾分か低くなければならぬだろう。そうでなければ、いわゆるテナント・ライトは、新借地農が旧借地農の補償額を地主に代って負担したというに過ぎない。

それでは、実態はどう理解してよいであろうか。それは、どのように推移したのだろうか。

(1) Report from the Select Committee on Agricultural Customs, 1848, iv.

二

まず十九世紀中葉、つまり、「州の慣行」の時期を明瞭にするために、「証言記録」に頼ろう。これに従えば、補償の責を負うのは原則として地主である、とする少数意見が存在する。証言記録は龐大なものであり、証人の主張を正確に伝えることは、きわめて困難であると言わざるを得ない。<sup>(1)</sup> しかし、この意見は次の回答の中に明解に示されてい<sup>(2)</sup>る。

Q. 7362 強力なテナント・ライトは現存借地農の側の浪費と、彼を引続く借地農の足手まといになるものである

か？ 私が考えるに、新借地農は単に地主の代表である。つまり、土地所有者こそ、旧借地農が彼のテナント・ライトを要求する人物である。そして多くの場合、若し彼（旧借地農）が新借地農と交渉を持つとすれば、それは地主が責任を負うという了解においてである。旧借地農は、若し彼が選んでもせぬ限り、新借地農と何の關係もない。彼の要求は地主に対してなのである。

ところでこの筆者の発見し得た限り唯一の例外を別とすれば、旧借地農の交渉相手が新借地農であることは、「残存資本の補償」請求の場合にも、一応前提とされていると考えられるのである。<sup>(3)</sup>問題の核心に触れる回答をリンカンシャの一土地所有者の証言中に求めよう。重要部分をやや長文に亘るがここに再録する。

Q. 7197 貴方は、若し議会の法が仲裁機関以上のことをなすとしたら、それは出来るだけ弾力性のあることが望ましいと思わないか？ だが私は、現在の制度でもそんなことはないように、地主と旧借地農が衝突するようになるうとは決して思いません。われわれの現在の制度では、新・旧借地農は決して接触はしません。彼らは恐らくお互いも知らないでしょう。旧借地人は彼の評個人を指定し、新借地農も同様に彼のそれを指定します。若し何か疑問があれば、彼らは相手方を招き査定額が支払われ、この問題は終ります、一方若し貴方がこの法案が提案している<sup>(4)</sup>ように、地主と旧借地農を立ち合わせたら、大部分の場合、旧借地農は地主に対して或る悪感情があり……

Q. 7198 現行は地主と借地農の間で執行されているのか或は、両借地農の間でか？ 若し地主が自ら土地を耕

作しようとしている場合は別として、それは両借地農の間で行なわれるものです。

Q. 7199 新借地農が地主と契約を結ぶと同時に、別な取決めを旧借地農として混乱を呼ぶことはないか？ この方法でこれら二つの利害は衝突しないか？ 私はどのようにして衝突するのか解せない。契約は将来の保有に関しては、新借地農と地主の間で存在する、だが、地主と旧借地農、或いは、新借地農の間の問題は、単に旧借地農に對して、権利の額を確定することである。

Q. 7200 土地の現状に関して、地主と新借地農との同意が行なわれないのか？ 疑いなく行なわれる……。

Q. 7201 新借地農は物事を現状のまま考察するのか？ その通り。

Q. 7202 若し地主の要求が完全にこの方法で満たされたら、旧借地農にも支払わなければならない新借地農にとり、それは辛いことではないか？ 両者は全く異なった資産です……つまり旧借地農は土壤の中に (in the soil) 資産を持っている、そして、評価人は、新借地農と地主の間の同意とは全く別に、その価値を評価しなければならぬ。

Q. 7205 新借地農が数年間のうちに行なった改良に対して、旧借地農に支払わなければならない額は、彼が将来地主に支払わなければならない地代に對して実質的影響を与えてはならないか？ 疑いなく（与えてはならない）地主が良き借地農を持つことから由来する利益がある。旧借地農が農場をよく管理している限り、それだけ新借地農にとり多額の地代に値する……

Q. 7207 このようにして、新借地農は調停が終るまで、彼が支払わねばならない金額を知るか？ 彼はそれが



終るまで知り得ない。

Q. 7208 とすれば、地主と新借地農との地代についての同意は、補償が決着するまで取決められないのか？ 賃借は始まらないが、同意はその前に取決められている、その後には賃借が始まる。

Q. 7208 に対する証人の答弁はやや曖昧であるが、恐らく補償額に不満のある時借地農は同意を取消す権利を保留していると解せよう。とすると、当証言は複雑な補償問題に対して、明解な回答を与えたものと言えよう。詳説の要もあるまいが、証人は、借地農の行なった改良は内容的に明らかに区別のつくものであるから、先ず両者間で地代が決められたのち、旧借地農に対する補償が決定せられ、それを新借地農が承認して初めて賃借が始まるというのである。ただここで指摘しておきたいことは、両者の投下資本が素材的に区別し得てたえまえ通り地主は「永続的改良」の義務を果たしている時は、それでよいが、この種の改良を借地農が行ない、しかも「州の慣行」地域でさえこれに対しては例外的にしか或いは僅かしか補償を認めていない限りにおいて、この決定方法は明らかに地主に有利なものである。

しかし、ここで見逃すことの出来ないのは補償償行が借地市場に与えた影響である。サセックスの土地周旋人は補償法案が通った場合農業不況の際に起る事態を推定して次のように答弁している。

Q. 7204 ……最も可能性の高いことは、旧借地農が地主に借地を出す通知をし、若しその土地がサセックスの森

林……などのような貧しい土地であったなら、地主が新借地農を獲得することが出来ないような高額の（補償）評価がうまれることになる。……。

Q. 7066 ……強力なテナント・ライトの結果、後継者は容易にみつからないのか？ その通り。

Q. 7067 それは地主が地代を引下げること強いることになるか？ その通り。

Q. 7068 不当に？ 疑いなく（不当に）。

この疑問は仮定の上に立っているが、実はJ・ケアードによれば「州の慣行」の成立している地域で現実に起っている事態と見做されていた。即ち、彼は「イギリスの農業」でこれらの州について以下のように叙述している。

サリー。「評価人が旧借地農の農場を調査するために指定され、高い評価をする方法を彼らに言う。そして、これは実際に、新借地人の選択を限定し、彼の資本を固定化することになる。サリーにおけるこの傾向は、イギリスの他地方と比較して農場の地代を低めることであり……」<sup>(6)</sup>「実際『テナント・ライト』から起っている一つの事実は、他州でみられるよりも、農場を求める競争が少なく、地代額がより低いということである」<sup>(7)</sup>

サセックス。「この（慣行）の影響は農場を求める競争を制限し、適度な地代額（a moderate rate of rental）をうみだすことであった」<sup>(8)</sup>。

ノティンガムシャ。「以前は新・旧両借地農がこれら（補償）の問題を地主の仲介なしに調整するのが慣行であった。

しかし、人工肥料と食糧 (food) の利用が非常に増大したため、支給は年を追うごとに増加し、地主自身の保護のために、彼は過大な責任に対して自己を守るために彼の代表を指命することが必要になった。<sup>(9)</sup>

かくしてケアードは、「補償償行」に反対する結語において次のように説く。「このような制度が、地主に対する借地農たちの団結を大変容易にすることは明らかである。例えば、この慣行地域の四〇〇〇エーカーの所有者は、若し不況期に彼らが四・五年分の地代にも達する支払いを含めて地主に彼の土地を返却するという代案を提起したなら、それが如何に不正なものであれ、彼らの要求を拒絶することは困難であろう」。「それ(償行)は土地の貸与価値を不当に圧迫する<sup>(11)</sup>」。言うまでもなく、後の記述は契約時の地代決定への影響であり、前の記述は契約後の借地農の立場強化——これは大変誇大な主張だが——を言ったものである。<sup>(12)</sup>

ところがこれが純粹に地主と借地農の問題となるような傾向をケアードは指摘していると思われる節がある。<sup>(13)</sup>しかし、これは大勢にはならなかった。のちの時代の多数の史料がこの点を明白に証している。紙幅の関係もあり、要所だけを提示して結論に急ごう。

(1) 私が検討した限りでは、この問題は最初は委員会の中で殆ど注意を引いていなかったようである。

(2) 証人はノティンガムシャの土地所有者であり同時に借地人と土地周施人を兼ねている。

(3) 例として前稿で引用した *“The Case”* を参照。なお、一八二六年の「イギリスにおける土地保有の現状」の序文には旧借地農に支払う補償が巨額に達するため、新借地農の資本はその分だけ減少して経営資本の不足を招いていることが言われて

イギリス借地農業制度を廻る諸問題(一)

おり、この場合も補償は新・旧借地農の問題であったことが分る。

(4) 一八四七年に提出されたビュージー議員による「借地権法案」Tenant Right Bill を指すものと推定される。

(5) 僅かしか、とは投下資本の有効年限の査定が短いことを意味する。この事実に関しては、前稿で引用された証言内容(二四二―六頁)を参照されたい。

(6) J. Caird, *English Agriculture*, p. 120. これはビュージー委員会証言録からの引用である。

(7) *Ibid.*, p. 125.

(8) *Ibid.*, p. 131.

(9) *Ibid.*, p. 201.

(10) *Ibid.*, p. 507. ここで一言注意しておきたいことは、第一に、この書物の執筆された時が農業不況期に当たっていたこと、第二に、これは明らかに借地農の持つ武器だけを誇大視した主張だという点である。地主は相殺補償あるいは契約書を楯に違約金を求めることは容易であった。

(11) *Ibid.*, p. 508.

(12) 註(10)参照。

(13) 次のサリー・サセックス両州に関する叙述を参照。「智的な借地農たちは、彼らの地主がテナント・ライトを買い上げ (Buy up) かくしてそれに終止符を打つことを強く望み、多くの場合地主たちもそのようになしつつある」(p. 507)

まず一八七五年農地法である。なお念のため付言すれば、補償の対象として考慮されているのは、改良農業のために投下された資本で、旧来の「作離れ料」の対象となったそれではない。<sup>(1)</sup>全文を読めば、補償の主体は地主以外に考  
ようがないにもかかわらず、<sup>(2)</sup>それを明記すべき肝心の条文には、「この法律が発効した後、借地農が彼の保有地で次  
の三階級のいずれかに含まれる改良を行なった場合、彼はこの法律の規定に従って、保有(期間)の終結とともに、  
改良に関して補償を得る権利がある」(第五条)とのみ記されており、補償主は不明確である。ここでわれわれが想起  
せざるを得ないのは、既述J・ケアードのパンフレットの中の「補償は後継者が利益を受けるのであるから彼が支払  
う」という記述である。<sup>(3)</sup>これは彼の主張であるから、現実には流動していたのである。

この点八三年農地法は一見明確であり、「……旧借地農は、この法律が発効後保有(期間)の終結とともに、彼の  
保有地を去るに当り、新借地農に改良の価値を公正に表示するような金額を、その改良のために、地主から得る資格  
がある」(第一条)とあり、間然するところはないかのようである。<sup>(4)</sup>ところが、法文を読んでゆくと、第五六条に新借  
地農が旧借地農に補償を支払った場合の規定があり、われわれはこの中に、古い慣行が強く自己を主張していること  
を感じないわけにはゆかないのである。実際、「第二次農業不況調査委員会」の「最終報告」(一八九七年)でチャニ  
ング委員は、当法律の欠陥として、「旧借地農に対する地主の負債が新借地農に転化された、」ことをあげる。<sup>(5)</sup>そして、

このような事態がスコットランドで起らずに何故イングランドで起ったかを説明して、ここには取って代らねばならぬ「古い制度」the old system たる、「州の慣行」が存在するからであると鋭く指摘している。

結論的に言えば、この問題は一九二〇年の農業法案 (Agriculture Bill) の審議過程で、地主の責任を明文化しようとした修正動機が否決されるほど、<sup>(6)</sup>複雑な問題を内包していた。しかし、当面のわれわれの目的は果たされたように思える。つまり、「州の慣行」の段階においては、それは全く新・旧借地農間の問題であり、農地法施行以後も、それがたてまえとして地主負担と見做されようと、古い慣行は容易に拒絶しなかった。しかし、既に慣行の時でさえ、形式的にはともかくとして、大局的には、新借地農が地主と借地契約を行なう際の地代額に作用することを通じて、<sup>(7)</sup>補償の実質的負担者は地主であり、<sup>(7)</sup>將にそれだからこそ、農地法の制定と強化の過程は地主階級の必死の反対を覚悟しなければならなかったのである。

- (1) the Agricultural Holdings (England) Act. 38 & 39 Vict. Ch. 92, 5.
- (2) Ibid., 16, 19 etc.
- (3) 本稿九六頁。
- (4) the Agricultural Holdings (England) Act. 46 & 47 Vict., Ch. 61.
- (5) Final Report on Agricultural Depression. 1897, p. 302.
- (6) Parliamentary Debates, Fifth Ser., Commons, CXXXIV, pp. 231~38.
- (7) これは一九二〇年農業法案の際の J・ガーディナー議員の主張でもあった。「若し、新借地農が補償のため五〇〇ポンドあるいはそれに近い額を支払わねばならなかったら彼はその額を支払うことが出来るようにより小額の地代を提供する。

そして若し彼が補償を払えなかったらより多額の地代を支払う……」Ibid, p. 234.

## 第六章

### 一

本稿の冒頭に記した国内状況の変化の中であって、「土地問題」の中核は、八十年代の後半から、漸次、土地単独課税運動といわゆる小農民創設運動に収斂する方向を辿る。例<sup>(1)</sup>えば、テナント・ライト運動の中心人物の一人たる「借地農同盟」のI・S・リイダムの主張にこの変化を求めると、少なくとも九〇年にはその移行が確定出来る。ちなみに、「小土地保有地法」(Small Holdings Act)が成立した一八九二年は「大不況」が大きな底に突入した年であったが、<sup>(3)</sup>同時に、八四年に第三次選挙法改正の結果として農村労働者に投票権が与えられたことが、この運動が政治的檣舞台に登場する一要因であったことを忘れてはならない。確かにその限りにおいて、「テナント・ライトの問題は政治的争点であることを止めた」という指摘は、<sup>(4)</sup>それを単に「補償問題」とみる限り比較的考察して的外れたものではない。しかし、イギリス借地農業制度の意味を測る上においては、実はこれ以後の歩みを分析することこそ、はるかに重要なことなのである。かくして、その推転の過程の中に、その制度そのものが内包する二律背反的性格が露わになる。

八三年の農地法制定に対し、自由党内の左派たる「借地農同盟」一派が、法案の審議過程において執拗に修正を迫ったことは、別稿において既に触れた。ところで、その後の過程はと言えば、法案成立以後も「農地法案」(Agri-

イギリス借地農業制度を廻る諸問題(一)

cultural Holdings Bill) あるいは「借地農補償法案」(Tenant Compensation Bill) などが、絶え間なく議案に提案されては通過する見通しがたらず、撤回されていたのであって、この事実をまず確認しておくことが肝要である。<sup>(6)</sup>しかし、グラドストーン内閣においては、借地権のこれ以上の強化は、所有権を脅かすものとして排せられ、(グラドストーン・リベラリズムの限界!) 政権を引継いだ保守党内閣にも、それを強化の方に改正しようとする意図は毛頭なかった。<sup>(6)</sup>

しかし九三年以降農業不況が更に厳しさを増すと、圧力団体の働きにより、農業不況が再び議会の論議の的とならざるを得なかったし、これと関連して借地権強化の声が議會を席卷するに至った。第四次グラドストーン内閣が、農地法改正の要求を退け、「第二次農業不況調査委員会」を設置することを決めたのはこのような状況のもとにおいてであった。<sup>(7)</sup>そして、九七年に世に出たその「最終報告」を分析することを通じて、<sup>(8)</sup> われわれは以下の諸点を指摘することが出来るのである。

第一に、地主と借地農関係を論ずるに当り、保守系の「多数意見」と自由党員の少数意見の間には、<sup>(9)</sup> 明らかな差異を読み取ることが出来る。つまり、「多数意見」の勧告は改正に消極的であるという印象は拭えないが、少数意見はその逆であり、論拠として歴大な証言が引用されている。ちなみに、少数意見の一作製者ランバート議員の述べるところに従えば、審議の際「報道機関が委員会から閉め出された」<sup>(10)</sup> であり、この点少数意見のレポートは貴重である。第二に、農地法の持つ基本的欠陥については両者が一致していた。証言の内容は、問題となるのは、とりわけ、「進取的借地農」であるという筆者の一再ならぬ主張を十全に立証するものであることを特に指摘しておきたい。し



かし、この事態にどう対処するかとなると、意見は両極に分裂する。即ち、「多数意見」は両者の同意書によるのがよいとして、農地法を骨抜きにしようとする<sup>(11)</sup>。これに対し、少数意見は、法の介入をより強化することにより、これを有効ならしめようとする<sup>(12)</sup>。借地経営資本の保障という観点のみを考えれば、後者の意見が正論であることは、報告内容を吟味すれば明白である。問題はその方向が地主の固定投資に及ぼす影響である。「多数意見」が「地主の立場」から事態を見ていることはハンバート議員の指摘通りだが、少数意見が全く借地農の立場以外のことを考慮していないことも亦否定出来ない<sup>(13)</sup>。

第三に、地代水準が相対的に高いことが、報告で一致して述べられた<sup>(14)</sup>。これは穀作地域でも妥当する。この理由として、借地農の農業の期待値に対する見込違いもあり、「多数意見」の説に従って、経済理論の説くように何時かは調整せられるはずであり、又調整せられつつあると言ってしまう<sup>(15)</sup>、それまでである。だが、この地代高の基底にあるものは、農場、とりわけ、改良農場に対する根強い借地需要であることを忘れてはならない<sup>(16)</sup>。一体、個別経営単位の次元で考えた場合、イギリス借地農業制度のもとにおける地代決定要因は、どのようなものであったのだろうか。これは近代的所領経営理念の問題でもあり、筆者の一連の論稿の辿り着いた大きな問題点である。しかし、先を急ぐわれわれは、この解明を別稿に委ねることにしよう。ともあれ、以上のように「多数報告」と少数報告の、「農地法」の将来の運営を廻る見解には、大きな相違が見いだされたのであった。これをくり返し要約すれば、前者が、その欠陥に対しては、個人間の同意書による契約を復活したら地主に借地農関係が実質的に機能することを主張したのに対し、少数意見は、現存法規が効果的に機能していない点を、むしろ法そのものの不徹底性に求め、むしろこれを更に

強化することにより問題を解決しようとしたのであった。

しかし、このような対極的な二つの立場以外にさらに別の立場、つまり両者の中間とも言えるような立場が存在したことに、読者は想い至られるであろう。即ち、最初当委員会の議長をしていたルフェーブルがこれを代表する。ここに再び後の説くところを引用すれば、既述の書物の中で、彼は「一八八三年農地法が、或る方面では有効でなかったと主張されているけれども、その意図を果したことを疑う者は誰もいない」と明言しているのである。<sup>(18)</sup>「多数報告」と少数報告が、夫々地主と借地農の立場でしか事態を観察していないとしたら、ルフェーブルの場合は、借地農業制度を大前提に置いた上で、イギリス農業に最も必要なものは、充分な資本の供給であった。そもそも農地法自体借地農による資本投下の障害を除去することをその狙いとしていたものであった。とするならば借地権の強化という形でそれが借地農にとり如何にその狙いを達成し得たとしても、逆に地主による資本投下を妨げるようなものであってはならない。それは、借地農業制度の擁護者にとっては、その本来の意図の逸脱と見做されたのである。いずれにせよ、問題は発生以来のイギリス借地農業制度のその独自のあり方の中に、内包せられていたのであった。

(1) 筆者は便宜的に「小農民創設運動」と一括したが内容は多彩である。一言でいうと、自作農か保有農か、更に、労働者への菜園地供給か自立農家の育成か、という問題がからんでいた。

(2) 拙稿「第一次インクワロクジャ研究の社会経済的背景」参照。

(3) ホフマンの生産指数による。

(4) Professor Ping-Ti Ho, *op. cit.*, p. 92.

(5) Parliamentary Debates, Third Ser., CCCLII, p. 412. CCCLIV, p. 1243. CCCIVIX, p. 113, 903. CCCLV, p. 1852. etc. なき、これら改正案の提出経緯については Final Report pp. 344—5 (1997) に詳し。

(6) *Ibid.*, Fourth Ser., VIII, p. 168. LVIII, p. 722.

(7) 当時借地農を代表する「全国農業会議所」は、一八八三年農地法の採った「補償項目」方式には賛成してゐたが、九〇年頃には改正さるべき点が存在するといふ動議を可決していたし、九三年になると「全国農業会議」National Agricultural Conference が残存する資本価値に対する補償の「絶対的権利」を要求してゐた。「会議所」がこのような勢に押されて「第二次農地法改正委員会」を設置し、改正点を提示したのは翌九四年であつた。A. H. H. Matthews, *Fifty Years of Agricultural Politics: Being the History of the Central Chamber of Agriculture*, p. 185, pp. 189—90. なき「委員会」の設置については Parliamentary Debates, Forth Ser., XIII, pp. 1074—76. を参照せよ。

(8) この調査委員会は十四名から成り、最初ショールフェールが委員長を務めたが最終報告作製の際に不満があり職を辞した。本文中に後述するようにには彼は一八八三年法は当初の意図を果たしているといふ意見であり、この点では、他の委員と必ずしも見解を同じくするものではなかつた。なお(19)のフレッチャ―論文をも参照。

(9) 「多数報告」に署名しなかつたのはランバート・チャニング両委員で、両者は九〇年代に夫々議員立法の形で独自の農地法案を提出した経歴を持ち、両者夫々の個人報告を加えると「最終報告」の紙幅の過半を占めるほど詳密な報告書を作製している。他方、「多数報告」に署名した十二名も多くは、「保留事項」を付加しており、その内容は殆ど少数意見に近い J・クレイのような例から専ら不況の金融的側面のみを重視した R・ギッフェンに至るまで甚だ多彩であり、その中には自由黨員も含まれている。

(9) Final Report (1997), p. 204.

(11) Ibid., p. 90, 93, 156 etc. なお、これと関連して、次の「多数意見」の内容はきわめて重要である。しかしながら「全国を通じ非常に一般的なことは借地農が農地法の下での補償要求の機会を利用しないことである。この無為に対する借地農側の諸原因は様様である。法の不完全がその理由であるとするとする人たちが、われわれの前で述べられた不満を検討する中で、目に留まるであろう。しかし、かなり多くの証言は、非常に一般的に、借地農は同意書、あるいは、州慣行による仲裁を農地法の仲裁より好むことを示している。この選好は主として農地法を適用しない仲裁は形式ばらず少ない費用で営まれ、農地法を適用した時よりその手続きが争いが少なく、当事者の態度が非友好的になることがない、という事実に由来しているように思われる」pp. 92—3. これは事態の或る側面を伝えている。

(12) Ibid., p. 215 pp. 366—67. etc.

(13) Ibid., p. 204.

(14) チャニング委員は地主の資本家的機能を認めた上で、その投下資本は借地農により補償せられていくと説くのである。Ibid., p. 287 ff.

(15) 「(多数) 報告は、地主の損失を過大視することにより、借地農が過重な地代のもとで苦しんでいるという疑い得ない事実から注意をそらせようとしている」Ibid., p. 206 その他 pp. 223—4, 266 など参照。「多くの善良な借地農があらわれものをうしなない、去って行く、借地の賃貸価格は高すぎる、地代はあまりに遅く下げられるので現にいる借地農を救うことは出来なう」H. R. Haggard. Rural England, vol. 1, p. 256. 「地主は既存の借地農の地代を下げようとしなかった、しかし彼はずっと安い価格で新しい借地農にそれを貸すことを強いられた」Ibid., p. 251. その他五二六頁、五三五頁、五四一頁など。

(16) Ibid. p. 119.

(17) チャニング委員報告第九章「競争と地代」その他参照。これは多数意見も否定してはいない。またH・R・ハガード「イングランドの農村」(一九〇二年)にも同様の趣旨の叙述がみられる。H. R. Haggard, Rural England vol. 1. p. 256, 423, 480, etc.

(18) Shaw-Refereb, the Agrarian Tenures, p. 232.

(19) 「第二次農業委員会」の委員長キルフェープルは途中で退くのであるが、両者の関係についてはT. W. Fletcher, The Great Depression of English Agriculture Ec. H. R. 2nd Ser., Vol. XIII を参照せよ。

## 二

周知のように、ユニオニストたちの関心は海外にあり、内政改革は足踏状態であった。九六年、第三次ソールズベリ内閣が発足し、翌九七年「委員会」の「最終報告」が公刊され農地法の改正点が指摘された後も、このような政府の一般的态度は変わらなかつた。<sup>(1)</sup>ここで政府の重い腰を上げさせたのは、恐らく「全国農業会議所」を中心とした圧力団体の力であつたと推定される。九〇年代に入り不況が深化すると農民の間で再び保護貿易論が擡頭しつゝあり、<sup>(2)</sup>彼らは依然として保守党を支える大きな支柱であつた。次の農地法案に対する保守党の態度は、かつてジスレーリ内閣が一八七五年農地法を施行したのと、ひどく類似したものである。つまり実質的には果のない法案を通過させるこ

イギリス借地農業制度を廻る諸問題(一)

とにより、体面だけ繕うというやり方であった。

一九〇〇年に政府により提出された農地法案は、かのチャニング議員の表現を引用すれば「紛れもなく後向きな法案」であつた<sup>(3)</sup>。それは、大筋としては「最終報告」中の勧告に沿つたものであり、法の手続きを簡素化したという主張にもかゝらず<sup>(4)</sup>、農地法以外の州慣行や同意書により補償が行なわれることを許すことになり、自らをザル法と化したのであつた<sup>(5)</sup>。「多数報告」に満足せず、九四年の「會議所試案」を強く主張してきた「全国農業會議所」は、法案をコメントした中で特にこの最後の点を遺憾とした。更にスコットランド農業會議所は長い討議の末に、法案は改悪であると決議した<sup>(6)</sup>。このような動きにもかかわらず、法案は貴族院で更に地主の意を汲んで修正され、八月八日、「一九〇〇年農地法」として女王の承認を得たのである<sup>(7)</sup>。

ところで、事態の結着はさておき、議会の審議過程において強く主張された諸点を、以下に記録しておこう。法案が提出されて以来、新しい種類の投下資本が補償の対象に含まれていないことが、多くの議員により指摘された。ランバード議員は次のように追求した。「仮に借地農が果樹を植えたら、この法案のもとで彼はどんな補償を得るのか? ……われわれは農業の古い組織が終りを告げ、借地農は、酪農・牧畜・養鶏などのようなものの供給に注意を払わなければならないことを充分知っている。この法案は、土地に借地農が資本を投ずるのを激励しているのか? 若し借地農が建築を酪農の目的に適せしめようとしたり、養鶏小舎を建てようとしたら、これらはすべて公式に地主の承認を経なければならぬ。これは、あらゆる人たちが知っているように、とてつもなく手に入れ難い。…次にも、永久牧草地の問題がある。私は何故期末に補償を得るためには(牧草地への転換の)地主の承認が必要なのか、

絶対に理解出来ない」<sup>(8)</sup>

次に、契約の更新を意図している借地農が、農場を出る借地農に比べて何の保護も与えられていない点も、一再ならず指摘された。チャニング議員は言う。「一八八三年法の最大の欠点は、保有地を改良し契約を更新して借地に留まり、改良の果実を享受しようとする借地農に、何らの保護も与えられていないことである。あれこれの欠陥が直ぐ発見されて、経験は、八三年法が最も保護に値する借地農を保護しないが故に失敗に帰するだろうと予言して、その法の不充分さを指摘したJ・ケアードの判定の健全だったことを、余すところなく明らかにしたのである」<sup>(9)</sup>。この説は多くの同情者を得た。<sup>(10)</sup>最後に、借地農が自己に手落がないにもかかわらず明渡要求を受けた場合には、残存資本価値の補償にプラスして「明渡料」が与えられるべきだという主張で、<sup>(11)</sup>これには「多数報告」を引用して、政府側が強く反論した。<sup>(12)</sup>

以上の三点は、既に「第二次農業不況委員会」の少数意見に表明されていたものであるが、「一九〇六年農地法」につながる論点として、特に注意しておく必要がある。

(1) Parliamentary Debates, Fourth Ser., LV, p. 1070, LVI, p. 418, LVIII, p. 722.

(2) 例えば、自由党の支持団体として成立した「借地農同盟」は、九〇年代に入り、内部に農業保護論が擡頭して分裂した、と言われる。

(3) Parliamentary Debates, Fourth Ser., LXXXVI, p. 561.

(4) Ibid., LXXXI, p. 1581, LXXXVI, p. 575.

イギリス借地農業制度を廻る諸問題(一)

- (5) 63 & 64 Vict., Ch. 50, 1 (3).
- (6) Parliamentary Debates, op. cit., LXXXI, pp. 1589—91. なおマンロー前掲書物一九一頁以下も参照されたい。付言すれば彼の書物は地主的な色彩が強いためである。
- (7) Agricultural Holdings Act, 1900, (Statute, 63 & 64 Vict., Ch. 50)
- (8) Ibid., LXXXI, pp. 1536—7. マンロー自身の解決策は十九年の長期借地であった。Ibid., p. 1538. 同じ事実は「ケアーズ「イギリスの農業」に匹敵すると言われる二〇世紀初頭の農村調査H・R・ハガード「イギリスの農村」(一九〇二年)にも指適せられている。H. R. Haggard, Rural England. vol. 1, pp. 145—6, p. 159, 357.
- (9) Ibid., LXXXI, p. 1546.
- (10) 例えは保守党シモンソン議員の苦しい反対理由を参照。Ibid., LXXXI, p. 1852.
- (11) Ibid., LXXXV, pp. 1139—42.
- (12) Ibid., LXXXV, pp. 1141—2.

## 第七章

—

景気は既に二〇世紀の初頭からはっきりした上昇の局面に入っていた。そして一九〇六年、カンブル・バナマンの統<sup>(1)</sup>いる自由党は大勝を博して政権の座に着いた。これには、関税問題に関する保守党内部での分裂も手伝っていたが<sup>(2)</sup>同時に、自由党と労働党との地盤協定、或いは、そのシンパ団体によって、保守の牙城たる農村の切り崩しが行なわ<sup>(3)</sup>



れそれが果を結んだことを忘れてはならない。「土地国有化協会」の「黄色い宣伝車」(Yellow Vans)「土地復権同盟」の「赤い宣伝車」(Red Vans)などによる、農村労働者に対する啓蒙運動が実を結びつつあった。<sup>(4)</sup>地主の代表と看做されていたチャップリンが、この時始めて議席を失なったばかりでなく、地方の名門家が議会から姿を消した。保守党の基盤として温統強化されていた州選出議員一九二のうち、ユニオニストに止まったのは僅かに六四に過ぎなかったのである。<sup>(5)</sup>自由党の圧勝は、エドワード時代の政治の「偉大な転換点」であった。<sup>(6)</sup>

エドワード時代(1901~1914)は、現代イギリス社会を理解する上で、決定的に重要な時期であった、と筆者は考えたい。労働党の生誕・発展(一九〇〇—)、自由貿易政策の確認(一九〇六—)、大土地所有の崩壊(一九一〇—)等々記録すべき事柄は余りにも多い。だが、この時代の總体的或いは構造的把握は、無論、本稿がその課題とするところではない。ここでは、ただ借地農業制度、或いは、「土地問題」を廻る上で枢要な一点だけを指摘しよう。それはA・ブリッグスの示唆的な次の言葉に表わされる。「一九〇三—六年のリベラルの復活において、レイバーは……一つの流れであった。(ケア)ハーディでさえ、諸争点を「民衆対特権者」(People versus Privilege)と見做す観点から考えた。<sup>(7)</sup>この「特権者」の象徴が大土地所有者であることは論を待たない。

このような政権の推移の過程にあって、「土地問題」は、どのように展開したのであろうか。これを俯瞰するとH・ジョージに発する土地課税運動は二〇世紀を迎え「土地復権同盟」Land Restoration Leagueを母胎として、議会内部で多数の信奉者を獲得していた。くり返すことになるが他方、八〇年代後半に入って、チェンバレンの片腕J・コリンズズの熱烈な伝道により、労働者階級の注目と支持を集めつつあった「小農民創設運動」は、「一八九〇年菜

園地法」(Allotment Act)と「一八九二年小保有地法」(Small Holdings Act)として結実した。ところでこれと関連して、「土地問題」を特に農業問題という側面から把握する限り、前半のラウンドにおける「借地権問題」と後半のラウンドに当る「小農民創設」というように区分することは理解出来ないわけではない。前者が農業好況期に出生したものであるに對し、後者が不況期の兎である点においても、<sup>(8)</sup>対照的であると言えよう。

ただ、イギリス社会の解明のためには、この両者を同一次元で、同一重要性を持ったものとして掌握してはならない、と筆者は解している。両者は、まず、その成果を考察しても、借地農問題が現代イギリス社会形成に大きな爪跡を残したのに對し、小農民創設運動は、政治的キャッチフレーズ(「エーカーと三頭の乳牛」!)としての乱用にもかわらず、政策的持続性を持たず、現実的にもイギリス農業を大きく変えることもなかった。<sup>(9)</sup>と同時に、この運動自体の中に多彩な流れがあり、間接的にではあるが、借地権問題がその中に反映していることを指摘しておこう。

こう考えてみると、保守・自由両党のもので進められたいわゆる「小農民創設」の持つ意味は、一般的不況期における社会政策的意義に限定されると言つてよいように思われる。これを更に掘り下げれば、「分解」の所産たる「資本」と「賃労働」の対立の落し子であり「(近代的)土地所有」と「資本」の対立の政治的表現たる「借地権問題」(および土地法改正・単独課税運動)とは、限定付でその性格を異にするものであったと言つても出来よう。<sup>(10)</sup>

ところで借地権問題に関しては、筆者が一再ならずくり返し述べたように、論理的に「補償資本項目列举方式」を採る国会制定法で解決出来るものではなかったし、そのことは一八七五年農地法以来、その改正案が殆ど毎年のように提出せられ、その若干のものが立法化せられたという事実の中に、その妥当性を主張することが出来るものなので

ある。そしてこのような果てしない農地法改正の必要性に終止符を打とうと意図したのが、「農業における最も大きくかつ複雑な問題の二つを解決する」(提案者の趣旨説明)<sup>(1)</sup>ことを狙った「土地保有法案」(Land Tenure Bill)<sup>(2)</sup>、即ちのちに改称せられた「(一九〇六年)農地法案」であった。

(1) E. ハレーヴィはチヘンマンの保護関税論が国民の支持を得られなかった理由として「とりわけ、輸出産業部門の好況を重視した」。E. Hálevy, *Imperialism and the Rise of Labour*, Part I, p. 294 ff.

(2) 当時チヘンマンの主張を支持したのはいアン・マックスを中心とした重化学工業の隆盛とかわけ、シティの主張はチヘンマンに見られるように自由貿易の要求だった。Conf. M. B. Brown, *After Imperialism*, 1963, pp. 101~107.

(3) Conf. F. Bealey, *The Electoral Arrangement: between the Labour Representation Committee and the Liberal Party*, *Journal of Modern History*, Vol. XXVIII (1956).

(4) この点の運動については新著のチヘンマンに描かれた「F. E. Green, *A History of the English Agricultural Labourer*, p. 111 ff. など参照。

(5) E. Hálevy, *The Rule of Democracy*, Book I, p. 10.

(6) A. Briggs, *The Political Scene in S. Nowell-Smith* (ed.) *Edwardian England 1901~1914*, 1964, p. 60.

(7) *Ibid.*, p. 66.

(8) この点は既にハー・ビンチ教授の学位論文が指摘している。前掲書、一〇二頁。

(9) 最も一般的な見解として、Lord Ernle, *English Farming*, Ch. XXI. なお、この章は三六年に A・D・ホルの執筆したものである。

(10) 「限定付で」と書いたわけは、若し不況が存在しなかったら、このような運動は産まれなかったかというところ、それも断言出来ないからである。当時の土地改革論者の考えの中には、大土地所有の解体の積極的手段として小土地を創設するという意図が読取られる場合がある。しかし当初この運動を支えたJ・チェンバレン—J・コリングズの線は、単にこの面からのみでは説明出来ない。

(11) Parliamentary Debates, Fourth Ser. CLIII, p. 776.

二

既に一九〇六年の総選挙の際に、自由党は「党出版局」の名で配布したパンフレットにおいて、農地法の改正を約束して<sup>(1)</sup>おり、法案上程は当然予期されたものであった。<sup>(2)</sup>内容を検討すると、提出された法案は「不況委員会」のランバート報告の勧告に沿ったものと言えよう。<sup>(3)</sup>だが、われわれがここで特に強調したいことは、この法案が、当初の「土地保有法案」の名称が示すように、「以前の農地法の単なる拡張ではなく、原理の変化を含み」「地主と借地農関係を大幅に変える」(保守党議員の反対演説)と目されたことである。<sup>(4)</sup>それだからこそ亦「当法案に示された敵意が並外れていた」のであった。<sup>(5)</sup>この点、当法案は「平穩に議會を通過した」ということは決して出来なからう。<sup>(6)</sup>法案は夜を徹しての審議で採みに採んだあげく庶民院を通過し、貴族院で大幅に修正せられて再度庶民院に回付されたが、同院がこれを受入れることを拒絶したため、両院の折衝の末にようやく出来上ったものであった。<sup>(7)</sup>

何故にかような激しい抵抗を受けたのであろうか。それは、既述の如く当法案が「原理上の変化」を含むものであったからであるが、同時に、このような変化が、結局、借地農資本の保障の辿り着いた帰結として要求されざるを得なかったことが重要な点である。この法案は、提案趣旨の説明に簡潔に説明せられているように、(1) 借地を去る借地農の資本補償の強化、のほかに、(2) 獺鳥獣類により与えられた被害の補償と狩猟法の拡張適用、(3) 農地利用方法の自由、(4) 保有権の保障 a reasonable amount of security of tenure、(5) 調停方法の簡素化、という五本の柱から成立していた。<sup>(8)</sup> これらの諸項目のうち、保守党議員に「原理上の変化」と考えられたのは、補償資本項目を追加したり地主の許可を不必要とする点で、八三年法の強化である(1)<sup>(9)</sup>や、「不況委員会」の「多数報告」に端を発し第三次農地法にも一部盛り込まれた(5)にあるのではなく、(2)・(3)・(4)の各条項にあった。このうち(2)は、一八八〇年に成立した「狩猟法」(Ground Game Act)によって借地農の自由処分の対象にならなかった獺鳥獣による被害の地主の補償責任であり、<sup>(10)</sup> 狩猟法の強化であるが、<sup>(11)</sup> この(2)と(3)とは内面的には深い係わり合いを持っているのである。

周知のように、地主と借地農の間で結ばれる借地契約項目の中には、農地を良好に保つことを本来の目的とした輪作規定があり、これに違反した借地農は契約違反に問われることが出来た。ところで、なみいる保守党議員から定まり文句のように主張されたことだが、この種の項目は必ずしも現実には遵守されず、資本主義農業に適應した可成自由な農地の利用が行なわれていたことは否定し得ない。<sup>(12)</sup> それにもかかわらず、この規定が「借地農による知性と彼の勤勉の増進におかれた不正な制限ではない」、<sup>(13)</sup> とは断じて言えないのであって、それは農業の素材的転換期において、借地農の「実験」に対する大きな心理的障壁となっていたのである。この制限は、既に「不況委員会」の「多数意

見」の中においてさえ、「不必要で反対すべきもの」として勧告されていた。<sup>(14)</sup> その当時、ランバート議員は、端的にそれを次のように表現した。「諸制限は強制されないだろうが、何時でも復活され、借地農に対する感しとして行使せられる。<sup>(15)</sup> つまり、実は一見名ばかりのこのような規定が、地主と借地農関係のあり方を規定する上で無視出来ない重要性を持っていたことを忘れてはならない。地主議員がこの項目に反対したのはこう考えれば決して理解出来ないわけではなく、けだし当然であった。

議論の本質は、単なる輪作強制による地味の維持にあるのではない。この条項が、「それ自体革命である」とか、<sup>(16)</sup> 「われわれ農業の全組織に革命的变化を起す」<sup>(17)</sup> とまで言われた由縁は、狩猟権の制限強化と相まって、両者が地主による所領経営権の法的否認と解せられたからであった。それは「地主と借地農間の正義の問題」以上のものであり、「将来、農業政策を指導するのは地主ではなく借地農であることが法制化せられたら、巨大な社会・経済的变化が惹起される」と反駁せられたのであった。<sup>(18)</sup> つまり、従来地主は固定投資を行なうという資本家的機能において、借地農の共同パートナーと考えられていた。それが地主自身の所領に対する考え方もあった。ところが、地主が固定投資の主体であるにもかかわらず、彼が農業経営の方式に全く関与出来ないとしたら、これは不合理ではないか。これが反対議員の激しい論駁であった。この事態は「土地管理権 (Management of the Land) の移行」<sup>(19)</sup> であり、ことは重大であった。この結果をわれわれは数年を待たずして見るようになる。

(4) の具体的内容を指す「不合理な借地明渡要求に対する補償」 Compensation for unreasonable disturbance <sup>(20)</sup> は元来、「全国農業会議所」の農地法改正勧告のためのレポート (一八九四年) 作製の際主張せられ、最終段階で報告か

ら削除せられたものだと言われる。<sup>(21)</sup>「不況委員会」の少数報告で既に強く要求せられているが、他方、「多数報告」は「既に土地に残された資本価値に対して公正な補償を受けた借地農が、どのような理由からこのような補償を要求するのが正当だと言えるのか」と將に「地主の立場」から問題を考えかつ処理していた、のである。

「補償」は、不当な明渡要求に対し、借地農は移転に伴なう一切の費用と精神的被害に対する慰謝料を受取る権利のあることを明記したもので、一種の「永代借地権」 fixture of tenure とも受取られ、八一年アイアランド土地法を連想させる該当項目に対しては、それがアプセンティズムを奨励し、借地制度そのものを破壊するのだと反論せられた。<sup>(24)</sup>保守党を率いるバルフォア（ソールズベリ卿）は、彼の主張を次のように表明した。「地主を単に改良されずにある土地を所有する者で、借地農をその未改良の土地を活用する資本家だと看做すのは間違っている。……両者は協同する資本家である。……一人のパートナーを他のパートナーと全く法的に異なつた原則で取扱うべきだと言うことは、社会経済の合理的計画に矛盾するものである」と。<sup>(25)</sup>保守のホープたるヒックス・ビーチも、「それはこの国における土地保有を改善するどころが、借地農の存在に消滅を告げるに長歩の前進をしたことになる。」と意味深い言葉を添えた。<sup>(26)</sup>

(1) Parliamentary Debates, Fourth Ser., CLIII, p. 784.

(2) Ibid., p. 826.

(3) ランバード報告とチャニング報告を比較考察した場合、最大の相違点は裁定地代決定のための「土地法廷」の設置の有無にあると言えよう。この点で、当法案はそれを提案していない前者の線に沿つたものである。

- (4) Parliamentary Debates, Fourth Ser., CLIII, pp. 786—7.
- (5) Ibid., p. 797.
- (6) A. F. Poley, Agricultural Holdings Act 1906, Journal of Royal Agricultural Society, 1907, p. 1.
- (7) Ibid., CLXVII, p. 1418.
- (8) Ibid., CLIII, pp. 776—9.
- (9) 以下最も重要な改正は一九〇〇年農地法第1条(1)の但書 'that in estimating the value of any such improvement there shall not be taken into account as a part of the improvement made by tenant, what is justly due to the inherent capabilities of the soil' の削除せられたことである。この「補償」算定が現実の支出額から新借地費に対する改良の価値に移行したことを意味する。これは経済学的に言えば、差額地代第二形態としての超過利潤の地代への転化が阻止せられることを意味することになる。
- (10) 狩猟権の問題は十九世紀を通じて最も喧嘩の的となったものの一つであり、地主階級のヘゲモニーのシンボルであると言えよう。この点です、以下 Owen & Whetham, History of British Agriculture, pp. 46—8, 174—5 を参照せられた。
- (11) この条項に関しては、ハルフォアや H・ビーチも原則的には反対出来なかった。しかし、委員会での審議は延々と続き、重要な点が骨抜きとなった。Ibid., CLXIV, pp. 394—435, 573—651, 761—815, 1071—1119.
- (12) Ibid., CLXIV, p. 1139, 1152 etc.
- (13) Ibid., p. 1135.
- (14) Royal Commission on Agricultural Depression, Final Report, 1897, p. 103 「勸告」第一五条。



- (15) Ibid., p. 219.
- (16) Parliamentary Debates, Fourth Ser. CLIX, p. 530.
- (17) Ibid., CLXIV, p. 1123.
- (18) Ibid., p. 1147.
- (19) Ibid., p. 1159.
- (20) 提案者にとりこの「補償」が「保有の保障」の一形態として看做されていたことに注意したい。
- (21) Final Report, pp. 326—7.
- (22) Ibid., p. 102 4<sub>4</sub> 5<sub>5</sub> pp. 95—6 も参照。
- (23) 原案は審議の過程で大部変えられた。出来上ったものは不明確なもので後の争点になったことは後述の如くである。  
Edward VII. Ch. 56, 4.
- (24) Parliamentary Debates, Fourth Ser. CLXIV, pp. 1313—4.
- (25) Ibid., p. 1326.
- (26) Ibid., pp. 1342—3.

三

庶民院を圧倒的多数で通過した「土地保有法案」も、貴族院ではきわめて少数の支持しか得られなかった。<sup>(1)</sup>庶民院

の審議過程から予測せられたように、当院における大土地所有者の反論の公分母は、それが所有権の侵害を意味するといふに儘きよう。言うまでもなく、非難の的となったのは「不合理な借地明渡要求」に対する補償を廻る規定であった。<sup>(2)</sup>特にこの点を執拗なまでに論難し、はしなくも借地農業経営とのものの内的矛盾を暴露したのは、ノーサンバランド伯の主張であった。彼は、(四)の「補償」の条件となっている条文、つまり、『地主が正当かつ充分な原因なく、そして、よい所領経営に矛盾した諸理由で、保有期限切れとともに明渡通告をし……』という箇所を引用し、これは「法の全体系を変え……二重所有権すれすれの線をゆく」ものであると断じた。<sup>(4)</sup>しかし、より重要な点は、次に彼が席を立った時に「現実の価値と細目に關する問題」として投じた次の疑問であろう。<sup>(5)</sup>「一体、よき借地経営とは何を指すか？、誰れが、それがよき借地経営だと決定するのか？ 例えば、都市地の近郊で宅地が發展しつつある場合、農地の一部を宅地の供給に向けたとすると、これはよき所領経営に矛盾するものなのかどうか？……この法案は『よき借地農いじめの法案』The Annoyance of Good Tenants Bill<sup>(5)</sup>であらう」と。

かくして法案は骨抜きにされた形で庶民院に廻送された。主要な変更点は、(1) 鳥獸類による被害の補償項目に法としての強制力を持つことを免じ事実上無効とした。(2) 農地経営の自由に関する全項目を事実上無効とした。(3) 農相の強い抵抗にもかかわらず、前述の「明渡要求に対する補償」の対象から、十四年以上の長期借地を除外した。<sup>(6)</sup>特に重要なことは「よき所領経営」の判定を最終的には州法院の権限とすることにより、現実には借地農の手の届かぬものとした。(4) 法の発効を一九〇九年とした。以上四点であった。<sup>(7)</sup>

しかし、このような変更に対して、自由党の圧倒的多数を占める庶民院は決して納得せず、再修正の後、再度、貴

族院に廻付、ノーサンバランドの最後の抗議を記録に留めて、王の承認を得る段取りに漕ぎつけた。<sup>(8)</sup>彼は言った。「私はあえて言うのだが、法案が実行に移された時これほど閑僚に不評判を蒙たらす農地関係法はないであろう。この国のあらゆる借地農はすぐにそれを理解することになる。現政府は彼ら自身の法案の影響を理解していない。昨日の庶民院の議論からして、それを理解している議員はほんの少ししかない……」<sup>(9)</sup>。

(1) 農相カリマン卿、大法曹ローマン卿などが、貴族院に席を置いて、政府の立場を主張した。

(2) Parliamentary Debates, Fourth Ser., CLXVII pp. 581~2, p. 1440.

(3) 条文中は *the good and sufficient cause* 'Where the landlord, without good and sufficient cause, and for reasons inconsistent with good estates management, terminates a tenancy by notice to quit, ……' 6 Edward VII. (1906), Ch. 56. 4.

(4) Parliamentary Debates, op. cit., pp. 590—91.

(5) Ibid., pp. 1448—49.

(6) なま「一年契約」yearly tenancyにも適用されなかったが、これは輪作などの規制自身がこの場合には問題にならなかったからである。Conf. 6 Edward VII, Ch. 56 3. (1) (a).

(7) Ibid. pp. 1769—70.

(8) 前記四点のうち(4)は農相が貴族院で妥協の保証を与えたという事情があり法文になり、(3)も殆ど無傷のまま残った。これには庶民院自由党の一部議員の強い反対があった。Ibid., p. 1827.

(9) Ibid., p. 1834.

四

一九〇六年農地法の審議過程を検討した時、そして、それを借地権問題の推移の中に位置付けた時、議会の審議の  
庄巻は、庶民院の第三読会のそれであった、と筆者は考える。反対演説の二番手として壇上に上ったハーフォードの  
カーライル議員は、「何故、強制力を使用することにより、今まで確保されてきた親善と相互の絆、更には和解など  
の感情を破壊する必要があるのか」と訴えた後、次のような含意に富んだ発言を残した。「どんな国でも、人人は大  
きな割合を占める資産が価値を減じたり売却不可能になることを欲しない。しかし、若しこの法案が通過したら、投  
資金を持つている人は、その貯蓄を土地に投資しようとは思わなくなるだろう。二・三十年前、貯蓄を土地投資に向  
けることは、それをまずは安全な方法で投資していると考えられた。だがこの法案のもとでは、それが出来たとし  
ても誰も土地に一ペニーたりとも投じようとしな<sup>(1)</sup>いだろう。恐らく今となっては、人は資金を外国債に投じ、将来の累  
進所得税の利益を確保出来るように、利子の蓄積に委<sup>(2)</sup>せるだろう。人はこの国の最大の商品が、この『急進政府』の  
『にわかじたて』の法律により、傷つけられたくない。このような政府の下では、投資金を持つている人は誰れでも、  
イングランドの土地以外の外国にそれを投資したい<sup>(1)</sup>だろう」。これに対して、自由党のソーアーズ議員は、「この種の法  
律が常に増加しつづつあるという事実にもかかわらず、充分な保障がそれに提供される時、資本は常に見いだすことが  
出来た。この法案は、何ら資本価値を減<sup>(2)</sup>ずるものではない」と論駁した。だが、法案に反対する議員は、同じ主張を

倦むことなく繰り返した。「若し借地農にとり何より価値ある要素があるとしたら、それは地主との友好関係である。それを保つことにより、彼は、この法案の規定が彼に与えるよりも、地主から更に多くのものを手にすることが出来る。……この法案の傾向は、農業の最大の必要物が資本である時に、必ずや地主の資本を土地から奪うことになる<sup>(3)</sup>」。

討論の成行は「二重所有権」問題に収斂した。ソアーズ議員は、「二重所有権では、無効にし得ない諸売却権 (alienable rights) を土地に対して持った二人の者がいなければならぬ。ところが、この法案はそれらの権利を与えていない。というのは、不合理な明渡要求に対する補償を与えてはいるが、補償を払えば借地農を立退かせることが出来るのだから」、と法案を弁護し<sup>(4)</sup>、法務次官も亦、「法案には二重所有権のひとかけらもない」と答弁した<sup>(5)</sup>。だが最後に政府代表として壇上に立った首宰カンブル・バナマンは説くところは、これとは趣を異にしたものであった。

「……事実が言葉により如何に隠蔽されようとも、二重所有権はこの国では既に存在したのである。一連の農地法は二重所有権を含んでいる。彼らは借地農に地主が奪うことの出来ないある権利を与えた。だから地主は、彼自身以前考えていたような自由な財産所有者ではない。この原理がどこまで拡大されるかは、単に程度の問題である。次に、地主はこれらのことを議会で命令されなくとも既に(慣行により)行なっているのだから、この法は不必要だと説かれるが、これは一寸矛盾している。若し、地主が借地農を恣意的に追放せず、狩猟により与えられた害に気前のよい保障をし、借地農の改良に対して地代値上げを決して行なわず、自由な輪作方法に対して嘴を入れないなら、この法案は如何にして彼に影響すると言うのか?……借地農の力が強められ、彼の視野が広められ、彼に与えられた保障が

大きければ大きいほど土地の生産性はより大きく、雇用人口はより増大し、あらゆる方法で社会は恩恵を受けることになる。……地主・借地農関係は共同パートナーであると言われている。若しそうであるとしたら、パートナーシップの条件を文字に書き表わすことの害とは、何を指すのか？ パートナーの一方が支配と管理権を持ち、他方が同じ要求を持たないということは、公平ではない。……私の判定では、それは、農業という大きな産業に、より大きな機会と新鮮な生命を支えることが出来る……」。ここで枢要なことは二重所有権の解釈にあるのではない。彼カンブル・バナマンの率いる自由党の政策の視座を表現したものとしてみ逃せないのである。

この演説に保守党のセシル議員は激しく反撥した。彼は法務次官と首相の矛盾を鋭く突いた後、これ亦、次のような含みのある発言をした。「この項目（不合理な明渡要求に対する補償義務）のすべては、時代錯誤であり、自由党が土地所有者階級に対する盲目的憎悪と嫌悪により満たされている時代の産物である。政治におけるその特徴は過去のものとなりつつある。労働者議員と労働者の票は、この種の感情により同じように左右はされぬであろう。社会主義者の票は、古い個人主義的資本主義者よりも、ずっと土地所有者たちに好意的であろう。……所領を扱う土地所有者の一般的希望は、自分自身のためばかりか、所領のあらゆる利害関係者に最善を尽す、つまり、借地農・労働者そして自己を、部分的所有者として、共通に利害を有するものとして取扱うことである。この種の法案の大きな悪は、それが今まで地主・借地農・労働者の間に存在した賞讃さるべき理解の代りに・議会立法に体化し法により強制される一連の無情で厳しい規律を導入することである。それは退歩の道である」。しかし彼の抗議にもかかわらず、その直後「土地保有法案」は既述のように圧倒的多数をもって、庶民院を通過したのであった。

- (1) Parliamentary Debates, Fourth Ser., CLXV, pp. 1127~8. 又他 Ibid. pp. 1145~7.
- (2) Ibid., pp. 1131—2.
- (3) Ibid., p. 1145 F.
- (4) Ibid., pp. 1131—2.
- (5) Ibid., p. 1139.
- (6) Ibid., pp. 1165—70.
- (7) Ibid., pp. 1172—4.
- (8) 賛成二六〇に對し反對二七。Ibid., p. 1174.

## 第八章

既述の通り一九〇六年農地法の施行は、一九〇九年に延期せられたが、その間、一九〇八年に新農地法が成立した<sup>(1)</sup>。これは「全国農業會議所」の強い要請によるものといわれ、一九〇六年農地法に「蔬菜業者補償法」(一八九五年)などを付加した上で、今までの一切の農地關係法を破棄したものである<sup>(2)</sup>。つまり、「統合農地法」と呼んでもよいものであり、法体系を整備したものであった。

ところで新農地法成立の過程で議論の沸騰した「二重所有權」 dual ownership とは必ずしも一義的な意味を持つ

イギリス借地農業制度を廻る諸問題(一)

ものではなく、語義の曖昧な表現であるが、枢要なことはその法律的解釈ではなく、私的土地所有にきわめて重大な制限が加えられた、という一点なのである。ここで問題になるのは、一九〇八年農地法第十一条の解釈を廻ってであった。そこには一九〇六年農地法の条文と全く同様に、地主が「よき・充分な理由なしに、そしてよき所領経営と矛盾する諸理由から」借地農に明渡要求をした場合には、「彼の立退に直接帰因する損失あるいは費用」に対する補償が規定されている。<sup>(4)</sup>この甚だ意味不明確な条項が議会の審議過程における妥協の産物であり、法的に疑義の多い表現であることは、既にその当時から指摘されていた。<sup>(5)</sup>

同条項は、続いて、借地農が行なった改良に対して地主が何の対価も与えずに地代値上げを要求し、借地農がこれに不服で借地を出た場合、彼は「不合理な明渡要求」と全く同一の補償を受けると規定している。これは、現実には「契約更新借地農」*sitting tenant* に対する地代値上げの抑制処置であり、事実、二〇世紀を迎えて農産物価格が着実に上昇したにもかかわらず、地代上昇のペースはそれに平行せずきわめて緩慢であった。<sup>(6)</sup>一九〇六年およびこれを包摂した一九〇八年農地法の本質は——当時の論者が等しく指摘したように——將にこの第十一条にあったと言ふべきであろう。だが、当該条項はその解釈の多義性から——法案提出者の意図に反して——<sup>(7)</sup>大きな抜け道を産むことになった。この点で結果的に見れば地主層の反撃は功を奏したとも言えよう。更に、それはイギリス司法界の伝統的保守性を露わにしたものでもあった。

カンブル・バナマンとこれに続いたアスキス内閣のもとで一九〇八年農地法を軸に施行された一連の土地関連法と一九〇九年蔵相ロイド・ジョージのもとで成立した周知の「歳入法」*the Finance Act* は、<sup>(8)</sup>土地の資産価値に対する



不安を決定したらしめた。これは既に十九世紀末、農業不況の到来と「土地問題」の発生とともにムードとして存在したのであったが、<sup>(9)</sup>既述の諸立法化はこれを決定的にした。この趨勢は今後どこまで進むのであろうか、という不安が土地所有者の胸の中を去来したのであろう。

一般に土地市場を考察する際には、需要主体と供給主体の諸条件を考察しなければならない。十九世紀第四・四半期の農業不況は「大不況」の一環として展開したから、恐らく農業地に対する需要は、通説の如く、低下したものとされる。全国的に見れば地価は七〇年代における三五年間の地代相当分 (35 years' purchase) から、九〇年代の最悪期には二〇年間の地代相当分 (20 years' purchase) を下廻っていたといわれる。<sup>(10)</sup>地代そのものが約三〇パーセント下落していたということを念頭に置けば、<sup>(11)</sup>「資産」stockとしての農業地は、イギリス資本主義始まって以来の大暴落をしたことになるのである。しかし、このような暴落した価格において、土地市場が活況を呈したかという点を決してそうではない。この点は重要である。<sup>(12)</sup>土地所有は集中しており、商品としての土地は腐りもしないし摩滅の心配もない。つまり「持越費用」が他の商品に比較すればニグリジブルなのである。それに土地は抵当物件として最高の価値を持っているから何時でも融資が可能である。

このような状況下で、土地の取引量は大きく減少していた。買手は少なかったし、売手たる地主は安い地価であえて所領を手離す必要もなかった。しかし、土地という商品の所有権の制限強化により、土地所有者は土地資産を売却し、金融資産の保有者としてイギリス支配階級に留まる好機を窺がっていたのである。そして、このような事態が二〇世紀に入り、到来しつつあった。需要面で変化が起った。好況を背景にして企業家のレジヤの「快適な」amenities

を求めての所領購入<sup>(17)</sup>、分割された所領の地片に対する農民の購買欲が高まりつつあった<sup>(14)</sup>。地代は緩慢にしか上昇していなかったがイアーズ・パーチスが二五年近くにまで騰貴したために、地価は着実に回復していた。

このような状況下にあつて、所領売却のための明渡要求は「よき所領経営に矛盾した諸理由」には該当しないといふ、將に地主にとりきわめて好都合な判決が法廷において下され、上告もなのまま確定した<sup>(15)</sup>。そして、ここに、通常一七二〇年あたりから始まると言われるイギリス大土地所有の崩壊過程が始まるのである。ある学徒はこれを「社会革命」 a social revolution と呼んでゐる<sup>(16)</sup>。

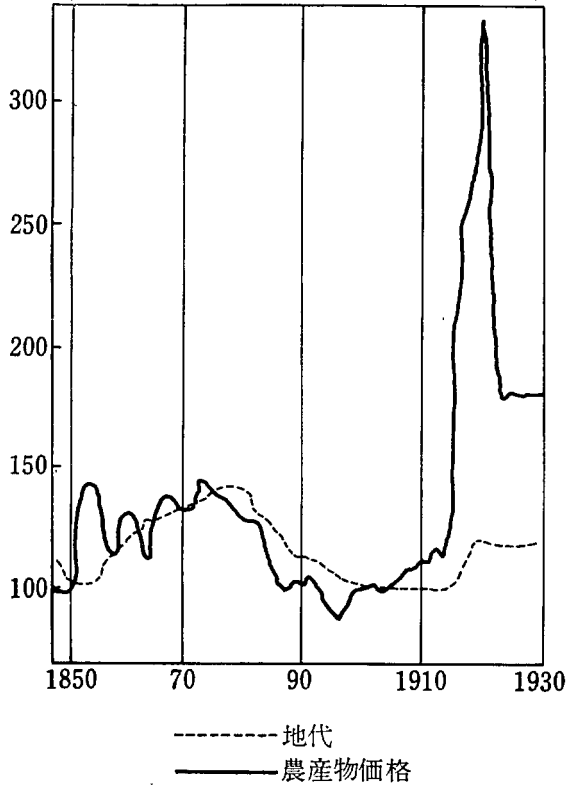
- (1) Statute, 8 Edward VII, Ch. 28. An Act to consolidate the Enactments relating to Agricultural Holdings in England and Wales.
- (2) A. H. H. Mathews, *Fifty Years of Agricultural Politics*, p. 199.
- (3) 破棄された法律の明細については、同法律の最後の部分を参照されたい。
- (4) Statute, op. cit., 11, (a).
- (5) A. P. Foley, *The Agricultural Holdings Act 1906*, T. R. A. S. 1907, p. 8 ff. この点は、既に前掲の議会に於ける審議過程についてはは指摘されてゐた。
- (6) この点は通説となつてゐるが C. Dampier-Whetham, *Politics and the Land* p. 108 に収められた次頁のグラフは、これを最もはっきりと示してゐる。
- (7) 「農業に関係した多くの人々は…所領売却の場合…不合理は明渡要求に対する補償義務がこの法律の条項で課せられる…と考へてゐた」(一九〇六年農地法提出の際の提案者の説明理由中々々)。 *Parliamentary Debates, Commons, Fifth*

Ser. LIX, pp. 763-4.

(8) この「歳入法」と「国会法」(一九一一年)の成立は、近代イギリス社会を理解する上で決定的に重要な意味を持つ。この点別稿で論及するはずであるが、とりあえず本稿の結語を参照。

### 農産物と地代の動向

(1900=100)



イギリス借地農業制度を廻る諸問題(一)

- (9) H・ジョージの訪英を契機に生誕した「自由・資産防衛同盟」Liberty and Property Defence League が、そのあらわれであり、その指導者は、大土地所有者たちで構成されていた。不況期に既に土地資産売却の動きがみられたことを注意した。H. R. Haggard, Rural England, vol. 1, p. 491, 515, etc.
- (10) Royal Commission on Agricultural Depression, Final Report, 1997, p. 23.
- (11) この時代の下落に関しては、最近地域差が著しく大きくなったことが明らかになった。三〇パーセントと云うのは、いく大まかな数字に過ぎない。Conf. Orwin & Wetham, op. cit., Chart III.
- (12) 一般に農業好況期と活潑な土地市場とを一致させる。Conf. F. M. L. Thompson, The Land Market in the Nineteenth Century, Oxford Economic Papers, 1957.
- (13) 本稿一四九頁参照。
- (14) 当時特に都市近隣で蔬菜栽培を中心に集約農業を行なう者の数が一方における農業労働者の顕減にもかかわらず一急増していた。小土地保有促進の経済的基盤はここに求められていた。
- (15) 詳細は Report of the Departmental Committee on Tenant Farmers and Sales of Estates, App. II. を参照。  
A・H・H・マンロー著二〇三頁以下参照。
- (16) F. M. L. Thompson, English Landed Society in the Nineteenth Century, p. 326.

この事態は、イギリス借地農の中に今まで考えてもみななかった新しい困惑、新しい保有に對する不安の種を蒔いた。一九〇八年に始めて創設された純粹な借地農の集團たる「全国借地農組合」National Farmers' Union<sup>(1)</sup>の手により作製された当該問題に関するレポートは次のように訴える。<sup>(2)</sup>ミクルマスに借地農が売却に伴なう明渡要求を受取ると、所領は翌年春に競売に付される。彼は秋までに新しい農場をみつけないければならない。他方、彼が今まで借りてきた農場は「永統的企業」a going concern<sup>(3)</sup>としての方針で經營されていた。その經營資本は他の農場で直ちに利用出来るという性格のものではない。<sup>(3)</sup>残された道は、彼自身土地を購入し、土地所有者、つまり、自作農となることである。だが運転資金しか手元がない時、若しその購入金を借金に仰いだら、支払利子は地代を上廻ると言われた。「借地農組合」を組織する借地農の意見の重心は、国家が土地購入資金の低利融資を行なうJ・コリンズズの「土地購入法案」Land Purchase Billの支持にあつた。<sup>(4)</sup>この点「全国農業會議所」も同一歩調を採つた。<sup>(5)</sup>しかし、借地農の声高の要求にもかかわらず、自由党政府はこの実現に本腰を入れなかつた。<sup>(6)</sup>これは重要な論点だと思われるので、特に留意しておきたい。

一九一一年に議會の指令により設置せられた「借地農と所領売却に関する分科委員會」(通称「ハビッシュム委員會」)<sup>(7)</sup>の主張するように、単に借地農の立場からすれば、彼の資本の保障は、一九〇八年農地法でさえ、決して充満であるとは言えないであろう。借地農の証人たちは補償規定の修正を要求してゐた。<sup>(8)</sup>しかし、土地仲介業者や評価人たちは一般に補償規定の修正に反対した。そして、その反対の主要な理由は、「借地農に、正当で充分な補償を保障するよくな何らかの修正を考案することの困難なこと」にあつたのである。<sup>(9)</sup>「一九〇六年(農地法―引用者)に初めて、政府

が或る程度の保有の保障を確保することを試みた」(「借地農組合」の表現)の(10)は、実にこの壁を突破ろうとしたことを意味する。しかし、このことは、実はとりも直さず、もう一人のパートナーである地主資本の「保障不安」(Insecurity)を意味するものでしかなかった。彼ら地主たちは、「土地に関する立法と課税の起り得る傾向に対する懸念感情」(11)から、所有地の売却を始めたのである。借地農はこのような借地の売却という事態に追い込まれることを、恐らく予期もしていなかったであろう。(12)彼らが、現状のまま借地農として留まることを希望したのは、予想された事態であった。(13)

ところで、党の政策のレヴェルにおいて、かような事態はどのように受け取られたのであろうか。本来この大土地所有の解体こそ「土地取引の自由化」以来、自由党の政策目標であったはずである。しかし、今や借地農は借地に留まることを欲しているのである。圧倒的多数の自由党議員により構成されていた前述の「ハビシヤム委員会」は翌一二年「報告書」を提出した。これに対して保守系の当時の「全国農業会議所」は、「結果は失望すべきものであり」「勧告を受入れることは出来ない」と評したが、(14)それは単にその政策的立場の表明でしかないと言えよう。確かに、このレポートは今までの土地問題を論じてきた枠の中で考察すれば、恐らく「委員の数ほど報告があった」(15)とも言えよう。しかし、八六項目に分かれた報告書の論理の展開を追ってゆくと、われわれは慎重な配慮の上に構築せられている一つの主張に辿り着かざるを得ないことが分るのであろう。それを報告書の記述の順を追って探り出してゆこう。

(1) 委員会はずまず冒頭で所領売却が進行している事態を認め前述の理由をあげた後、「将来の法律に関する保証が、

地主の信頼を回復するのに役立ち、かくて、結果として現在の土地保有制度の維持を産む」とも付言しているが、これは全くのつけたしに過ぎない。<sup>(16)</sup> 対策としては次のことが、順を追って提言される。

- (2) 所領売却のための明渡要求は、「よき所領経営と矛盾」しない。従って、補償の義務はない。<sup>(17)</sup>
- (3) 「予告期間」を長くするのが望ましい。<sup>(18)</sup>
- (4) 農地法（一九〇八年）改正の必要はない。<sup>(19)</sup>
- (5) 借地農の多数が希望している国家の援助による借地農の借地購入には好意的である。<sup>(20)</sup>
- (6) だが「われわれはこの国の借地農のごく少数の者だけが、その規定を利用することが出来、また、そうする意志を持つものと信ずる」。<sup>(21)</sup> 解決策は、国家による土地の購入と借地農への貸与、である。<sup>(22)</sup>

「委員会」が到着した地点は、土地公有化、State Purchase of Land であった。

付言するところの「ハビシヤム報告」に対して、「全国農業会議所」は「国有地化」Land nationalization に対しては断固反対<sup>(23)</sup>し、更に補償の強化の方向に、一九〇八年農地法を改正することを要望した。<sup>(24)</sup> 一二年「ハビシヤム報告」の(3)を骨子とする政府案が貴族院を通過したが、借地農を中心とした農業関係者の強い反対で庶民院には提出されず<sup>(25)</sup>一四年、個人提出法案(a private bill)として発起された所領売却のための明渡要求に対する補償義務のみを盛り込んだ一九一四年農地法が成立したのである。<sup>(26)</sup>

これまでの農地法案は、その審議過程において、保守・自由両党の鋭い対立を浮彫してきた。改正農地法についてまず注目されなければならないことは、貴族院の一議員の表現を借りれば「これほど両政党の一致のもとに庶民院を

通過した法案はかつてなかった」という事情である。<sup>(27)</sup>「この主要な議題について生じた意見の非常な変化を目撃することは、貴族院に席を置くわれわれの或る者にとっては、大変満足すべきことである」(リンカンシャ伯<sup>(28)</sup>)。

庶民院の審議過程を検討しよう。討議は淡淡と進められた。法案支持を前提とした上で、議論は、専ら、現在進行しつつある事態の解明と評価に向けられた。農相ランシマンは公言した。「私は常に言明してきたのだが、私の意見では、このような所領売却は少しも公の不幸 (a public misfortune) ではない」と。<sup>(29)</sup>自由党のウォーナー卿も同意見である。「土地所有者たちが、すべての資金を一投資形態で保持していたのが賢明でないのだ、と発見したとしたら、同じ時にその価値が上昇し、しかも購入者が以前よりも高い価格でも発見出来ることを考慮して、あらゆる卵を一つのバスケットに入れておかないことは、間違ったことではない」。<sup>(30)</sup>更に、労働党を代表して、ロバーツ議員は次のように発言した。「一つのバスケットにあらゆる卵を入れている者がある。それは土地所有者だ。彼らはもつと多くの金が、他の産業形態への投資によつてつくり出される事が出来ると考えており、だから、大きな変化が起りつつあるのだ。次に再度世界的変化があり、私の見解では、この国の土地耕作は、再び確実に利益のあがる企業になりつつある」。<sup>(32)</sup>

最後にユニオニストはどうか。大土地所有者の所信を雄弁に代表したのは、恐らく、ヘムスレー侯である。<sup>(33)</sup>彼は言う。「事実、土地所有は未だ大きな快適さ (amenities) を持っており、又、持ち続けることであろう。だから、他の方法で金を掌中にした者は、喜んでその金の一部を——決して全部ではなく——土地に投資するであろう。……これは必然的に土地価格を高めるばかりか、購入者の数を増加する傾向を持つ。しかし、彼らの卵をすべて一つのバス



ケットに入れており、土地から手に入るもの以外に他の金を持たない人は、不安な気持ちにかられるであろう。そして土地からその金の若干をひきあげ、更に安全で蔵相の手とどかない他の企業に投資したら、彼らの子孫をより裕福に出来ると感ずるであらう……」。

疑いなく、彼らは呉越同舟の者たちであった。自由党はこの時、一九〇七年の小保有地法を通じて、ある種の土地公有化を進めていた。<sup>(35)</sup>しかし、この方法を売却所領地の購入にまで拡大することを勧告した既述のハベシヤム報告を採用することは、恐らく、財政的理由ばかりか、この時点ではブルジョワ政党たる自由党——たとえそれがグラドストンの自由主義から新自由主義に移行しつつあるにせよ——の採り得ない道であった。この点で、同法はハベシヤム報告よりむしろ後退したものと看做してよからう。つまり、この時点で、自由党には、長期的方針として、土地公有化を志向する方向と借地権の強化を通じて借地制度の維持、<sup>(36)</sup>という二つの可能性が存在していたとしたら、党は後者を採用したのだと、われわれは結論してよいであらうか。<sup>(37)</sup>しかし既に触れたように、党の意図とはかかわりなく、借地農業制度は崩壊しイギリスに生まれたのは、資本主義的自作農であった。

前述した労働党議員の所見は、当時の党の代表的見解と解してよいであろう。つまり、彼らは伝統的「左翼」たる自由党から独立して単独の政党を形成したとはいえ、未だ確固とした社会主義政党としてのプログラムを提起していただけではなかった。大多数の議員は個人としてみれば恐らく新自由主義思想の持主であっただろう。農業問題についての彼らの関心は小土地保有法にあった。<sup>(38)</sup>それ故、当法案は彼にとり「些細な問題」<sup>(39)</sup>としてしか映らなかった。ただわれわれは、別稿で検討するように、土地公有化を主張する少数の急進派が自由党の中にさえ当時存在したことを

見落してはならないであろう。

保守党は何故この法案にかくも賛意を表したのであろうか。選挙民に対する配慮はさておき、とりあえず次の二点を指摘しなければならない。第一に、土地所有者階級の最も恐れる強制土地買上げ——公有化——に比べれば、一年地代分ほどの補償で、彼らの資産の「より有利な投資形態」への移転が可能であれば、それはむしろ得策であった。次に、彼らは、結局売却される多くの所領が、高価で借地農により購入せられるものと期待していたのであろう。それは、既にハビシヤム報告中の調査結果によっても充分明らかになっていたのである。<sup>(46)</sup>

- (1) 「全国農業会議所」の役員が地主階級に属し、きわめて地主的色彩の濃い農業団体であったことは、別稿において既に指摘した通りである。この点純粹に農業資本家を代表する「全国借地農組合」が一九〇八年に生まれたということは注目値する。なお、前年、つまり、一九〇七年にこれと対立する地主団体たる「全国土地協会」Central Land Associationが形成されていたことも付言しておきたい。両者、特に「全国借地農組合」の出現により、「全国農業会議所」は急速に衰退の道を辿ることとなる。Conf. P. Self & H. J. Storing, *The State and the Farmer*, 1962, pp. 38—9, p. 178.
- (2) Report on Tenant Farmer and Sales of Estate, App. VI, VII.
- (3) Ibid., p. 3. その他一九一四年農地法案の庶民院第二読会の審議を参照。Parliamentary Debates, LIX, p. 806 etc.
- (4) Report, op. cit., p. 199.
- (5) A. H. H. Matthews, op. cit., p. 207.
- (6) Ibid.
- (7) 一九〇五年まで庶民院の自由党に所属し、六年に貴族に列せられたバロン・ハビシヤム(Haversham)が委員長を努

るだ。

- (8) Report, op. cit., pp. 9—12.
- (9) Ibid., p. 10.
- (10) Ibid., 198. (App. VI)
- (11) Ibid., p. 5.
- (12) 所領売却の際、地主が借地農に明渡要求をしたのは、借地農のいない土地の方が高く売ることが出来たからである。  
Conf. Ibid., p. 198. Parliamentary Debates, Ibid., p. 790 etc..
- (13) Report, p. 5.
- (14) 「報告書」によつて「会議所」の「回答」A. H. H. Matthews, op. cit., p. 204.
- (15) Ibid.
- (16) Report, op. cit., 6. 7. (p. 5).
- (17) Ibid., 18—26 (pp. 6—8) 第二〇項での種の補償は立法の意図ではなると断じてゐる。
- (18) Ibid., 31—8 (pp. 8—9).
- (19) Ibid., 39—59 (pp. 9—12). 特に第五〇項。
- (20) Ibid., 60—74 (pp. 12—14). 特に第六〇項。
- (21) Ibid., 75 (p. 15).
- (22) Ibid., 75—85 (pp. 15—16) 特に第八三項。それ故(3)だけを取り出して委員会の勧告だというような主張は必ずしも正しくない。  
Conf. Parliamentary Debates, Commons, LIX, p. 773.

イギリス借地農業制度を廻る諸問題(1)

- (23) A. H. H. Matthews, op. cit., p. 205.
- (24) Parliamentary Debates, Fifth Ser., Lords, XVI, p. 1220.
- (25) Ibid., Commons LIX, p. 765; A. H. H. Matthews, op. cit., pp. 205—7.
- (26) Statute. 4 & 5 Geo. V. Ch. 7. 実は一九〇八年農地法は一三年にその一部が改正せられており(一九一三年農地法 Statute, 2 & 3 Geo. V. Ch. 21) のの一四年農地法を加えて「一九〇八—一四年農地法」として引用せられる。(Agricultural Holdings Act, 1914, 2)
- (27) Parliamentary Debates, Fifth Ser., Lords, XVI, p. 1221.
- (28) Ibid., p. 1225.
- (29) Ibid., Commons, LIX, p. 804.
- (30) Ibid., pp. 787—8.
- (31) G. H. Roberts. 一八八六年 I. L. D. (「独立労働党」) 加入。
- (32) Parliamentary Debates, Fifth Ser. Commons, LIX, pp. 783—4.
- (33) 保守党の議員の中には、現在、土地所有者が所領を喜んで処分しているという支配的な意見に反対する者もいたことを付言してまゐらる。Ibid., pp. 788—9.
- (34) Ibid., pp. 778—81.
- (35) 詳論する余裕はないが大戦前までに州議会が創設した小保有地一九八・二八八エーカーのうち一三四・四七八エーカーは州議会が購入して小農民に貸付けた土地であった。この傾向は二〇年代も続いた。
- (36) この時点の借地権は通常「保有の保障」security of tenure と呼ばれるものを含む。たとえ「永代借地権」fixture of

tenure を含まないとしても、一般に土地公有化という観点から整理すると、借地権の強化はマイナス要因として評価されなければならぬ。なお、自作農化政策は当時、借地農自体が借地購入に乗気でなかった以上自由党の採り得ないところであった。

(37) しかし概してこの「社会革命」期における自由党の土地政策は、非常に流動的であることを忘れてはならない。彼らの目的は大土地所有の解体にあり、少なくとも借地権の強化された二〇世紀に入ってから、借地制度そのものを廃止する必要を求めなかったであろう。リベラル・ユニオニストたる J・スピア卿の次の発言を参照。「……私は危険が誇張されていると考へたいのだが、その理由は、土地の所有と耕作に関係する者たちに介入し、階級的に対立させようと試みている人たちは、彼らが間違いを犯しつつあると気付き始めているからなのである。……」Parliamentary Debates, Commons, LIX, pp. 791—92.

(38) 既述したように、一般に二〇世紀に入ると「土地問題」の中味は小農民創設に移行しつつあった。例えば H・R・ハガード「イングランドの農村」(一九〇二年)を通読すると彼が最も関心を抱いていたのは小保有地問題であったと言える。なお、小保有地に対する旺盛な需要については同書第一巻五七四頁など各所にみられる。オウインが「小土地狂い」small holding craze と呼んだ現象である。最初この小土地を要求した者が労働者や小商人であったことはしばしば指摘される通りである。

(39) Parliamentary Debates, Commons, LIX, p. 795.

(40) Report, op. cit., p. 201. QQ. 6—7. 質問六は興味深い結果を示している。即ち質問(A)借地農は彼らの保有地を手離したか? に対して「肯」は二七(五九%)「否」は一九(四一%)であるのに対し、質問(B)借地農は彼らの保有地を購入したか? に対する回答は「肯」は二五(八九%)「否」は三(一一%)であった。(A)(B)の回答数が一致しないが推定に従え

イギリス借地農業制度を廻る諸問題(一)

ば恐らく保有地の一部を購入した借地農が多数存在したことは確実である。(借地農が一人の地主から借地をしていただけではないことも想起しておく必要がある。)

また、質問七、貴方は(若しこのような事態が起ったら)借地農として留まる方を選んだらうと思うか? に対しては「肯」が三三で実に一〇〇%を示している。

## 二

第一次大戦がイギリス農業に与えた決定的な衝撃については、ここで贅言を要しまい。二〇世紀に入って後も、いわゆる農業の構造転換は、なお、その歩みを止めなかった。農業労働者の流出・賃金騰貴は過去においてイギリスを代表していた大借地経営農業を益益資本集約的たらしめた。しかし、大不況後二〇年間の技術的改良にもかかわらず、政府統計によれば、この期間における単位面積当りの枯草・主要穀物の平均産出高は、殆ど伸びていなかった。<sup>(1)</sup>小麦播種地は一九〇〇年の一七四万四千エーカーから一四年には一七七万一千エーカーと微増していたが、穀物地を全体としてみると一一二〇万三千エーカーから一〇九四万四千エーカーへと約一割ほど減少していた。これに対し、永久牧草地は一三〇三万二千エーカーから一四〇六万二千エーカーへと上昇した。<sup>(2)</sup>つまり、永久牧草地の占める割合は、不況以後も更に増大していたことになる。これに伴って主食の輸入品に依存する割合は同時に高まった。「国民を養なうという問題は借地農の手から取除かれた」。<sup>(3)</sup>

他方、この時期における農業所得の分配率はどのように変化していったのであろうか。最初に留意しておかなければならないことは、不況期から大戦に至る時期は、個々の農業経営者の力量の間われた時であって、周知のように不況期中はエシックス・サファクなどから多くの農業経営者が破産して土地を離れスコットランドあたりの進取的借地農がこれを引継いだのであったが、二〇世紀に入るととりわけ小保有地に対する需要が急増しつづつあった。二〇世紀初頭に書かれた周知の「インングランドの農村」(R・ハガード)は、この間の事情をヴィヴィッドに描写している。<sup>(5)</sup>とこ  
ろで、前記のような進取的な借地農の一例をサファクに求めて、農業不況期から一九三〇年代までの純産出高の三者間における分配率を検討すると、以下のような数字が得られる。<sup>(6)</sup>まず大戦終了まで、労働生産性の向上に伴なって労働分配率は純産出高の六三%から四一%まで一貫して低下、地代部分も四九%から僅か九%へと下落を続けている。これは不況期に地代の示した下方硬直性を示すと同時に二〇世紀以降における農地法の強化を端的に明示したものと  
言えよう。これに対して借地農のバランスは一九世紀の不況期と一九二〇年代の不況期にはいづれも「損失金」を計  
上し、逆に第一次大戦中には農産物急騰による所得増加分の殆どを彼が掌中にしたことを物語っている。地主による  
差額地代第二形態の実現は二〇世紀に至っては、最早決定的に困難であったと解せられる。同時にこの時期は地主の  
固定資本投下意欲が急速に減退しつづつあり、<sup>(7)</sup>ここに農業資本家Ⅱ借地農は鮮明に農業経営の真の危険負担者として登  
場してくるのである。「『農業』は今や地主より借地農を意味するようになりつづつあった。」<sup>(8)</sup>この戦時中に掌中にした  
巨額の利潤が、戦後の土地購入資金になることは後述する通りである。<sup>(9)</sup>

第一次大戦当初、現存する農業構造に対する警鐘は未だ鳴らされることはなかった。<sup>(10)</sup>約一年あまりを経て船舶の損

失が漸増するとともに、政府も漸く事態の重大性に感知し、周知の「ミルナー委員会」が設置せられたのである。その「中間報告」は一五年夏設立後一ヶ月を経て政府に提出されたが、直ちに実行には移されなかった。だが、戦時体制下において、労働力・農機具・化学肥料等の不足、翌一六年の季節的不作、Uボートによる船舶消失の急増により、事態は急激に悪化した。かくして新連合内閣の発足と同時に、委員会勧告に基づいた「食糧増産運動」が全国的に実施される運びとなったのである。

この運動の特徴は、耕地の改良と拡大、分権化、強力な強制力の三点、集約的に表現すれば、産業としての農業を国家の統制下に配置することであった<sup>(11)</sup>。具体的に言えば、各所に「戦時農業委員会」が設置せられ、「穀物生産法」Corn Production Act（一九一七年）が施行せられた。牧草地の耕地への転換を命ずる権限が「州農業執行委員会」County Agricultural Executive Committee に与えられた。次に、小麦・燕麥の価格保証制度、農業労働者の最低賃金制、地代統制、更に、耕作状態の不良な耕地を強制収用する権限などという平時では到底考えられないような drastik な手段が採用せられた<sup>(12)</sup>。この非常手段による効果が如何に大きなものであったかは一八年の総穀物作付高が前年と比較して二割五分近く増加したことに端的に示されている<sup>(13)</sup>。

戦の嵐が過ぎ去った時、この非常立法をどのように処置するかが当然問題にならなければならなかった。戦時体験は、パックス・ブリタニカの下における農業政策・構造に慣らされてきた国民にとっては、一つのショックを与えずにはおかなかった。確かに或る意味で小農民創設政策を採用した時、イギリスの農業政策には社会政策的観点が導入されていたと言えよう。しかし、この場合でも同時にそれが経済的にも存立し得るものであることが強調せられてき



たことも疑い得ない。<sup>(14)</sup> 大戦を経て要請せられたものは、これとは発想の次元を異にしたいわば軍事的観点の色合いの強い農業保護政策と言うことが出来る。<sup>(15)</sup>

最低賃金制、価格保証制等を勧告したシェルボーン委員会報告「第一部」は、「穀物生産法」に具体化されたが、その後一八年に「第二部」が公刊せられ、<sup>(16)</sup> 大戦後は「イギリスにおける農産業の経済的見通しを考察するために」設置された「農業に関する王立委員会」Royal Commission on Agriculture の「中間報告」Interim Report が一九年に発表せられた。この報告は二五名の委員中一三名により支持された「多数報告」と一二名により提案された「少数報告」から成り、この数字が示すように、委員会の意見はほぼ真二つに分裂したのである。委員長のパート、経済史家 W・J・アシュリなどによる多数意見は、借地農の利益のためだけなら価格保証制度は必要ないが、若し議会が積極的に穀物生産の増大を要望するなら、前年の平均コストに基礎を置くスライド式保証が望ましく、借地明渡要求については、少くとも四年の予告期間を与えよと勧告する。他方、E・F・グリーン<sup>(17)</sup>とか労働界の代表らは、保証制により農業の経済性を歪曲することに反対し、又、議会がその継続を保障出来ないが故に廃止されるべきであるとし、これに代ってより強固な保有に対する保障、耕作の自由、迅速な情報の提供、つまり一口に言えば、戦時統制の廃止と農地法の強化を主張したのである。<sup>(18)</sup> かように両者の重心は明らかに異なるが、いずれにせよ、リポート作製に際し農業団体としての意見を代表したのは、最早盛年の「全国農業会議所」ではなく「全国借地農組合」であったことに注意しなければならない。

ところで、このような答審を前にして、保守連立内閣は、どのような政策を採用したのか。われわれの当面の視角、



- (8) P. Self & H. Storing, *The State and the Farmer*, p. 39.
- (9) 本誌一六三頁参照。
- (10) 以下の叙述は Lord Ernley, *English Farming*, Chapter XIX に負っている。なお、この部分は第五版（一九三六年）で A・D・ホールが加筆したものである。
- (11) *Ibid.*, pp. 400—401.
- (12) *Ibid.*, pp. 415—16.
- (13) *Ibid.*, App. VIII (p. 515).
- (14) 例えはチャレンレンが委員長となった「小保有地委員会」は「地代の支払い能力により示されるように、小保有地は大借地より最近の農業不況の試験によく耐えてきた」と報告しているし、当時の小農民創設論者の主張も常にこの経済性の基礎の上にたつてゐた。Select Committee on Small Holdings, Report, iiv (1890) etc..
- (15) 首相ロイド・ジョージは議会の答弁で、次のように述べた。「何故われわれがこの（農業）法案を上程することが必要だと考えたか？ それは大戦の非常事態によりわれわれに強いられた状態から生まれた」Parliamentary Debates, Commons, CXXXIV, p. 1610.
- (16) P. & C. Ford, *A Breviate of Parliamentary Papers 1917—1939*, p. 95.
- (17) *A History of English Agricultural Labourer 1870—1920* の参考。
- (18) P. & C. Ford, *op. cit.*, pp. 96—7.

三

戦後のロイド・ジョージを首相とする保守連立内閣は、農産物価格の下落を眼前にして農業法案を上提したが、それは前記王立委員会報告と同様に、そして、上程者としての農相代理の趣旨説明にも明らか(1)に、前半の「穀物生産法改正」部分と、後半の「農地法改正」部分から構成されていた。多言するまでもなく、価格保証制の導入は、本稿の課題たる借地農業制度の問題点と決して無関係ではあり得ない。何故なら、後になって回顧すれば、続く三〇年代の農業不況の中で、特に土地国有化こそが土地問題解決の最後の決め手であると公認されつつあった時、それに代る代替物として登場してきたものこそ、この農産物価格保証制度に他ならなかった、と考えられるからである。にもかかわらず、筆者の当面の課題から問題になるのは農業法第二部である。そしてこの第二部の要点は二つある。第一は、「不合理な借地明渡要求に対する補償」の適用範囲と補償額引上げであり、第二は、地代変更に当たっての調停規約が初めて導入せられたことである。即ち、第二部では前記「少数報告」が基調として採用せられており、この点第一部と鋭い対照を成していることに気付かねばならない。

この庶民院の全過程を通じ、延延二十数日間の審議をした「農業法」の成立過程を検討すると、二・三の問題点が浮かび上がってくる。それは法案に対する各党の態度を廻つてである。一八年総選挙によって労働党は始めて「反対党」としての地位を確立した。彼は如何に振舞ったか。更に、保守連立政権の提出した法案に対し、与党議員は如何

に答えたか。

労働党スミス議員は、第二読会冒頭の反対演説で、「……何故土地が公的所有と統制の原理に逆らつて私的所有に留まらねばならぬのか理解出来ない。若し土地がそれほど重要なら、農業がこれほど重大な関心と呼ぶ産業なら、国家利益がわれわれがこの問題に接する基礎であるのなら、土地自身が国家の統制のもとに置かるべきことは、確實である。……」と主張した。<sup>(5)</sup> 同党に所属し、以前「イギリス地価課税同盟」の議長を務めたことのあるウェッジウッドの場合は、法案の審議延期を要求した。「この法案には、私の共感する部分が殆ど見当らない」とまず前置きしてから、彼は次のように続けた。「……私は第一部から最初に始めたいが、これはこの国に二重所有権の開始を樹立するものだ。……これは借地農による土地所有制の始まりである。……われわれは今現実<sup>(6)</sup>に借地権と呼ばれるものを確立しようとしている。つまり、われわれは土地の所有を交えることを更に困難にしつつあり、そうすることによ<sup>(7)</sup>り、この国の既存農場と農業制度を固定化しつつある……」。彼の場合は、公有化による小保有地創設という具体的プランを念頭に、この法案をその施行に対する障害と受止め、これに反対したのである。

しかし、法案の「第二部」に反対する議員は保守党にも存在した。ロンドン市から選出されていたノースウェスタン鉄道会長バンビュリーは冒頭から第三読会を通じて語気鋭く反対意見を表明し続けた。「……この条項は公正な時代のための法廷 (a fair rent court) を設置し、ある程度永代保有権を与えている。私は長年ロンドンでビジネスに従事してきたビジネスマンとしてこれらの諸点を扱いたい。……この条項を拒絶することは、この国にとり必須のことである。一度諸君が契約の神聖を破ったり、一産業で財産権に介入したりしたら、これらの原則は必ずや他の事業

や資産形態に拡大されるだろう……」<sup>(8)</sup>。第三読会で彼は次のように叫んだ。「議会で言葉は、非常に多くの保守党員の議員のいる議会に政府により上程された法案に私が反対しているのだ、ということを考え難いものにして……私はむしろ労働党が政権をとった方がよかつた……」<sup>(9)</sup>

この最後の言葉からも明らかなように、当法案に対する議会の姿勢として肝要な点は、これが大きな修正もなく、議會を圧倒的多数で通過したという点に求められる。第三読会で或る保守党議員が、「この法案が或る程度労働党の支持を得たことは、やゝ驚くべきことだ」と述べたように、<sup>(10)</sup> 討議の進行とともに労働党の反対も次第に影の薄いものとなつた。<sup>(11)</sup> これには考え得る多くの原因があろうが、「農場労働者組合」Farm Servants Unionが、この法案を支持した<sup>(12)</sup> ことにも一因があろう。無論、農業三階級を代表する組合の中では「全国借地農組合」が強くこの法案を要求し<sup>(13)</sup> ており、「全国土地所有者連合」は、予想されるように第二部には消極的であつた。<sup>(14)</sup> 「連合」を代表してコータップ議員は、「……若しこの補償規定が実施せられれば、農場の資産価値の七％が、地主から借地農の手に移る……」として法案の延期を要求した。<sup>(15)</sup> が、多くの地主たちの心は、恐らく最早そこにはなかつたのである。

一四年農地法と関連して注意しておきたいのは、二〇年農業法による補償の強化が大土地所有の解体を防止するとは、誰れも考えていなかったことである。<sup>(16)</sup> 従つて当該項目は保有の保障ではなく資本の保障として受取られ、審議過程においても、この点が判きり認識せられていた。農相は第二読会の答弁中次のように言及した。「……私は所有の變化がそれ自体悪いとは思っていない。若干の点でそれは非常によいことだ。……それは借地農による農地の購入、つまり、私が自作農の素晴らしい種族たれと願っているものの創造を意味する……」<sup>(17)</sup>

大戦前と状況を異にしたのは、むしろ借地農の側にあった。「借地農は、今、その頭悩と資金を事業に投入することを希望しているばかりか……彼らの多くはその保有地を購入することを望んでいる。これは少くともあらゆる問題の一つの解決である」<sup>(19)</sup>。「……この法案は土地の新しい売却を産むだろうと言われる、若し土地の売却が起ったとしてもそれを売る人は下手をしたことにはならないだろう。土地は今不利な価格では売られてはいない。数年前には借地農の保有地、彼の資本は額において大したものではなかった。しかし、今日状態は完全に逆転した。……借地農は土地に所有者よりずっと大きな投資を行なっている。<sup>(20)</sup>……」借地農は既述のように戦時の農産物騰貴により莫大な利潤を掌中にしており、余力をもって土地購入に前向きに対処しようとしていた。これに対して、地主も亦この機会に土地売却を至上命令として受取っていた。「……現在土地所有は、確かに可能な最もうまい味のない投資である。その所領を売却することにより、人は殆どあらゆる場合、その収入の二〇、三〇、五〇、あるいは一〇〇%、それ以上も増加することが出来る。だから、彼が売ることを望んでいるが故の売却であるにもかかわらず、多くの場合、売却は(同時に)彼の必ずしなければならない義務(Bounded duty)なのである」<sup>(21)</sup>。

大戦後のイギリス保守連合内閣の提出したこの法案が圧倒的多数をもって通過するに至った状況は、恐らく当時自由党の指導的地位にあったア克兰ド議員の第三読会も終りに近づいた際の次の舌説の中に、その雰囲気を理解することが出来る。「……総体として土地所有者は、この法案が急速に進行しつつある過程、つまり、彼らの消滅を速めるだろうと悟っている。しかし、彼らは借地農に対して如何なる農業計画にも必須であるこれ以上の保障を与える方法が現実にはないが故に、喜んで彼らの最善を尽くしているのである……若し私がこの法案だけを見ねばならないのなら

ら、私はこれに反対票を投ずるだろう。しかし若し私が二・三〇年後の農業全体に対する長期的・一般的影響を考慮しなければならぬのなら、これはよいものだ、……若しこの種の条項が自由党法案として上程されねばならなかったら、それらはこの庶民院を通過する前に耐えなければならなかった試験に耐え残る機会は殆どなかったであろうに……恐らく土地売却は続けられるに違いない。……この法案の結果として所有者は土地（売却）のために以前より少額しか手にし得ないが、しかし、その土地（売却）から彼が得た金に對する利子は、なお現在、彼が彼の農場から得る純報酬よりずっと大きいだろう。……だから、若し人が金を手にすることが出来るとするならば、唯一の道は農業地を売り払いその売上金を再投資することである。……それはこの売却が続くであろうことを間違ひなく意味する。若しそうだとすれば真の保有の保障とか永代借地権などあり得ようはずがない」<sup>(22)</sup>。

「……私はあえて言うのだが、若しこの借地明渡要求に對する補償がこの法案あるいは近い將來他の別な法案により施行されないなら、わいわれは『土地法廷』を備えた完全な永代保有権か、あるいは国有化を支持する運動に出、あうことになる。そして、これらに政府は反対であるがこれに抵抗することは大変難しからう……」。以上のような農相の演説を最後に、「農業法案」は賛成一六一、反対一二一という文字通り絶対多数で庶民院を通過した。

庶民院を圧倒的多数で通過した法案も、貴族院議員の眼には好意的には映らなかつた。大多数の者がそれに反対していたようである。もっとも、反対は第一部の価格保証制度に對して、より強かつた。一体、万一の場合、この財源はどこから捻出するのか、というわけである。重税で苦しんでいた彼らにとっては、真にもっともな懸念と言えよう。しかし、貴族院での修正は、出来るだけ形式的なものに止められ庶民院に回付された。そして、ここで亦、修正を拒



否すべきだという意見をかわして、遂に成立したのである。<sup>(24)</sup>

ところで、貴族院での修正を最少限に留めることが出来たのは、実に、前セルバーン委員会の委員長たるセルバーン卿と、前農相で農学者として世界的に知られたアーナル卿の二名が期せずしてこれに賛成したからであった。アーナル卿は、その理由を次のように述べたが、これはセルバーン卿にあっても同様であった。<sup>(25)</sup>「……この法案はどうみても、もてない客 (unwelcome guest) として貴族院にやってきた。しかし私の指摘したい最初の点は、それがたともてない客であるにせよ、それは招かれざる客 (unbidden one) ではないことである。……」

私の考えを告白すれば、若し (農業) 政策が連立内閣のもとでつくられねばならないとしたら、この法案に含まれている以外のどのような方針にも従うことが出来ようとは思えない。……政治の分野で存在する唯一の他の政策は国有化である。……二重所有権を伴った永代借地権は与えられていない。与えられたものは、連続性のある保有権 (continuity of tenure) —— 恐らく、保有権の保障 (security of tenure) と呼ぶよりはよい表現であろう——であり、これが強められ、この中斷に対して補償が与えられる。これが法案が由来している原則である。法案のこの部分は、勿論、土地の売却価値を減ずることであろう。他方、それは土地を貸し易くし、単独所有権 (single ownership) という、この重要な原則を守ったことにならう。<sup>(26)</sup>」

既述したように、「土地問題」発生の当初において専ら思想的キャンペーンの域を出なかった「土地国有化」も、労働党の成長とともに、いよいよ実現への可能性を孕みつつあったのだ。

(1) 一般的に言つてこの保守連立政権は確固たる戦後再建計画を何ら持たなかったと言われている。L. C. B. Seaman, op.

イギリス借地農業制度を廻る諸問題 (二)

cit., p. 107. なまじの時代の農産物価格動向については J. A. Venn, *The Foundation of Agricultural Economics*, 2nd. ed., p. 519 を参照。

(2) *Parliamentary Debates, Fifth Ser., Commons, CXXX, p. 83.* なまじ 貴族院における農相の法案内容の説明の方が 46 頁より Conf. Lords, XLII, p. 719 ff.

(3) *Ibid., Commons, CXXX, pp. 87~8. Statute, 10 & 11 Geo. 5, Ch. 76, Part II, 10.*

(4) いわば農相によればシモン・ホーン委員会の勧告に基礎を置くものと説明されたがそれは後日保守党議員により否定された。当委員会報告に依存するのは恐らく第一部でもさう。Conf. *Ibid., Commons, CXXX, p. 90, Lords, XLII, pp. 728-9.*

(5) *Ibid., CXXX, p. 111.*

(6) *Ibid., pp. 525-6.*

(7) *Ibid., p. 527.* なお、このような視角からの反対は、与党の産業資本家の中にもみられた。A・デイビスは躊躇しながらもウェッジウッドを支持し、「この種の性格の一次的立法は、どんなものであれ、土地独占を恒久化するにちがいない。この視点から私は当法案の拒否を支持する」と結んだ。*Ibid., p. 531.*

(8) *Ibid., CXXXIV, pp. 1933-4.*

(9) *Ibid., CXXXV, pp. 704-5.*

(10) *Ibid., CXXXV, p. 770.* 彼は次のように続けた、「労働党が若し彼自身の原理に忠実であるのなら、彼はあらゆる理由からこの法案を非難すべきである」*Ibid., p. 773.*

(11) 「われわれは労働党とその議員がこれに好意的であったが故に、この法案を通過させねばならない」と言われている」

Ibid., Lords, XLI, p. 1152.

(12) Ibid., Commons, CXXXV, p. 738.

(13) Ibid., CXXXIV, p. 1972.

(14) 農相の説明によれば法案作製に当り兩団体の間で意見の調整が行なわれたらしい、その時の「全国土地所有者連合」の出した原則は永代借地権は与えなうと云う点にあった。この上で「全国借地農組合」の要求を入れて原案が成立したものと云ふべき。Ibid., Lords, XLI, pp. 736—37.

(15) Ibid., Commons, CXXXV, p. 701.

(16) 「それは全く逆の結果をもたらすであろう……」Ibid., CXXXIV, p. 1947. なお「明渡要求」の場合の補償は移転費用として一年分の粗地代が当てられ、費用がそれを越す時は二年分まで請求可能とされた。Conf. Ch. 76, 10, (6). 支払義務は無論地主にあり、新借地農にはなう。

(17) Ibid., CXXX, p. 554.

(18) 「一般的に言つて借地農は今非常に繁栄してゐる……」Ibid., CXXX, p. 501. なお、既述の本稿一五六頁における分析を想起された。

(19) Ibid., CXXX, p. 131.

(20) Ibid., CXXXIV, p. 1977.

(21) Ibid., p. 1947.

(22) Ibid., CXXXV, pp. 784—88.

(23) Ibid., p. 801.

イギリス借地農業制度を廻る諸問題(一)

(24) 貴族院の修正に対する反感はきわめて根強いものがあつた。労働党議員は数回の修正の過程において当法案が労働者に何の利益もないものに骨抜きされたと憤慨した。Ibid., Commons, CXXXVI, p. 1907 ff.

(25) 「私がアグリカルチュラリストに指摘したいことは、借地農にとり、土地の耕作者にとり国有化とはその最も完全かつ非妥協的形態において、彼の頸に官僚制というくびきをかけることを意味する」と言うことである」Ibid., p. 1161.

(26) Ibid., Lords, XLII, pp. 1172—4.

## (二) の結語

「一九〇八年農地法」「歳入法（一九〇九—一〇）」「国会法（一九一二年）」の三法案の成立は、イギリス近代史上決定的な重要性を主張しているように思われる<sup>(1)</sup>。

歴史的な「革新」としての自由党が錦の御旗として掲げてきたアリストクラシー（＝地主階級）との闘争は、国会制定法上では一八三二年選挙法改正に始まり、一九一一年をもって終わりを告げたのである<sup>(2)</sup>。ほぼ「世界の工場」期に相当するこの時代の、国政のレヴェルにおける基本的な階級的対立は、純化し、つつある地主階級と流動的な資本（＝企業）家階級として捕えることが出来よう。個別企業のレヴェルにおいて資本と労働とが激しく対立していたこの時期においてである。歴史発展のダイナミクスを理解する上で、この落差を念頭に置くことは、きわめて枢要である。トリー（保守党）による工場法改正とか、保守党のデイズレーリによる一八六七年選挙法改正は、このような

視座を踏まえた上で解明されなければならない。

しかし、二〇世紀の一〇年代を迎えて大土地所有制の解体が進行し、土地所有者階級が金利生活者階級として転じた時、イギリスに独自の、歴史的「革新」としての自由党は、急速にその勢力を消失しなければならなかった。何故なら、これ亦、歴史的な「保守」としての保守党は、半封建的あるいは前近代的な政党としてではなく、近代的保守党としての歴史的存在であったからである。かつて、土地改革の急先鋒たりし自由党のロイド・ジョージが、大戦後保守勢力の支持のもとで首相たり得た基本的原因はここに存在するのである。<sup>(5)</sup>一九一八年選挙の結果、政府与党はこれまで見られなかったような大量のビジネスマン出身議員から成っていたと言われる。<sup>(6)</sup>同時にこの時点、つまり、一九一八年総選挙において、労働党は始めて栄与ある「反対党」としての地位を確立したこと、<sup>(7)</sup>この点もイギリス史上の一大事件と言えよう。

このような状況は、借地権問題の進化にどのように反映しているであろうか。既にわれわれは、一九一四年の農地法改正の審議過程において、土地問題の論議が今まで経験したことのないような協調的な雰囲気の中で進められていたことを知った。そしてこれは、一九二〇年「農業法」制定の際に、更に顕著にみられた。この時保守党の念頭にあったものは、最早保守党の伝統的基盤であった農村における大土地所有制の維持ではなく、既に十九世紀に端緒的にみられた、地主という利子生活者階級から、所領を売却し金融資産の所有者としてイギリス社会を支配し続けようとする利子生活者階級——ケインズの「投資階級」Investing Class——<sup>(8)</sup>への転生を促進することであった。一九一〇年頃から顕在化した大土地所領売却は大戦中一時中断したが、一九年頃から再び爆発的な勢いをもって進められ、二

七年には農地面積の実に三六%が自作農の所有するところとなった。<sup>(9)</sup> 政治上の構造転換の背後には、このような経済過程における変化が存在したのであり、これこそ、トンブスンが「社会革命」と呼んだものの全体像を形成する。周知のように一八六〇年代初頭にK・マルクスは「……急進的なブルジョアは……理論的には土地の私有の否定に進む……。しかし、実際にはその勇気が欠けている。というのは、ひとつの所有形態に対する攻撃は他の形態に対して非常に危険なものとなるであろうから、」と書いたが、これは既述二〇年農業法案審議の際のパンビュリー議員の抗議を想起せしめずにはおかない。しかし、歴史の過程は、私的土地所有に対する資本の攻撃が、彼の予想したよりはるかに強烈で現実的なものに発展することを示しているよう思われる。<sup>(11)</sup> 一九二〇年代に入ると自由党の綱領に土地国有化が明記されるし、オウインなどの実証史家までもこれを認める段階にまで到達していった。<sup>(12)</sup>

問題は形成期の労働党における土地対策であろう。だがその前に果されなければならない課題が残されている。われわれは今まで借地制度の諸論点を専ら農業地を対象に観察してきたが、当然のことながら、このような視角のみをもってしては、借地制度の全貌を解明し得ない。端的に言って、市民社会における土地所有者の地位を理解するためには「都市地 (urban land)」の問題、換言すれば、都市化と地主階級のあり方を、かの「土地問題」の中に求めなければなるまい。著者はこれを別稿において論じ、そして再び一九二〇年代のイギリスの土地問題を「土地国有化」を軸に整理したいと思う。

(1) E・J・ホプスバウムの次のような鋭利な指摘を参照。「要するに、恐らくわれわれのイギリス政治に対する理解の鍵を供提するであろう一八八〇年から一九三九年に亘る自由党の衰退についての作業が未だなされずに残されている」『We-

nineteenth-Century British Politics, Past and Present. XI, p. 106. 本稿は一貫して「発生的」研究方法が採られているが、この結論に説得性を持たせるにはエドワード時代のイギリスの「総体把握的」研究が必要とならう。出来得れば近く別稿にて果たしたいと思う。

(2) これは十九世紀イギリスの政治像に対するわが国の教科書的理解と著しく異なるばかりか、イギリスのブルジョワジーが既に十九世紀後半には地主貴族に対する戦意を喪失したとするヘリー・アンダーソンの問題作ともその見解を異にする。P・アンダーソン、米川訳「現代イギリス危機の諸起源」(「思想」四九八・五〇一号)。

(3) この場合「純化しつつある」とは所領経営に伴なう資本家的機能から手をひくことを意味し、土地所有者の所得源の比率において粗地代部分が高まることを意味しない。恐らく事態は十九世紀においても逆であったはずである。

(4) この場合「流動的な」とは個々の例においては常に利子生活者への上昇がみられる、というほどの意味である。P・アンダーソン、前掲論文参照。

(5) ロイド・シモーンに閲しては次の小稿が非常に示唆的である。S. W. Adams, Lloyd George and the Labour Movement, Past and Present, III. 一九二〇世紀のイギリス政治史のついでには最近上梓された次の二著が参照せざるべきである。A. J. P. Taylor, English History, 1914~1945, 1965. L. C. B. Seaman, Post-Victorian Britain, 1902~1951, 1966.

(6) A. J. P. Taylor, op. cit., p. 129.

(7) L. C. Seaman, op. cit., p. 107.

(8) J. M. Keynes, A Tract on Monetary Reform, 1923, pp. 5~18.

(9) J. A. C. J. Ackerman & M. Harris (ed.), Family Farm Policy, 1946, p. 167.

イギリス借地農業制度を廻る諸問題(一)

- (10) K・マルクス、大森訳 剰余価値学説史、第二卷第一部一九六頁。
- (11) 「一九〇六—一四年の自由党政府は……土地国有化を真面目に考えてゐた」Conf. P. Self & H. Storing, *The State and the Farmer*, p. 178.
- (註) C. S. Orwin & W. R. Peel, *The Tenure of Agricultural Land*, 1924.

(昭和四二年四月一〇日 受理)